

日本紀標註

卷之五

和書門			
四三七八	一四三八	二六	冊
號	函	架	冊

內閣文庫			
四三七八	二六	三七八	函
號	冊	架	函
(五才)			

內閣文庫	
番號	和 43718
冊數	26 (5)
函號	137 99



A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak



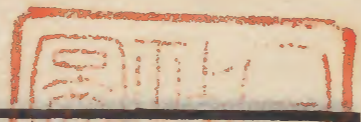
一

日本紀傳法卷之五

神皇正統記

武田年治撰

Faint vertical text columns within a rectangular border, likely bleed-through from the reverse side of the page.



○原本卷首、
日本書紀卷第

三とあり、○神

日本磐余彦天

皇八上以所稱

狹野者是年少

時之號也、後撥

平天下奄有八

洲、改復加號曰

神日本云々、と

日本紀標注卷之五

神武天皇

敷田年治謹注

神倭磐余彦天皇

神日本磐余彦天皇、諱彦火火出

見、彦波瀲武、鸕鷀草葺不合尊、第

四子也、母曰玉依姬、海童之小女

也、天皇生而明達意、確如也、年十

五、立為太子、長而娶日向國、吾田

邑、吾平津媛、為妃、生手研耳命、及

○日本紀標注卷之五

○

大和国十市 年四十五歳、謂諸兄及子等曰、昔
郡の地名にて、 我天神、高皇産靈尊、大日靈尊、舉
彼地にて御威を振、アガアノカミ、タカミムスビノミコト、オホヒルメノミコト、アゲ
名、負奉まり○ 此、豊葦原、瑞穂國、而授我天祖彦
天皇ハ古スメ ホノニ 火瓊瓊杵尊、於是火瓊瓊杵尊、闢
ラト申ミコト アノイハクラフ、オシロケクモチヲ、ミサキオヒテ、イタリマス 天關披雲路、駟仙蹕以戾止
尊を加て稱 セウナリ、万葉 二十に、須米良 美久佐爾、和例波、伎爾之乎云々、天皇御軍、我ハ來み、をあり、日本紀竟宴歌
又、天皇比君天皇の尊をどよめり、スメの義思ひえず、叔支那國みて、其國王を
天皇と云るを、唐の高宗を始とせ、其高宗紀に、皇帝稱天皇、皇后稱天后と云、
高宗が諡号を、高宗天皇大聖大弘孝皇帝と記せり、然、推古天皇、隋の煬帝、
賜ひ一璽書、御自在を東、天皇を稱一終一り、うゝを、唐に至り、天皇をど云、
を我子倣ひあり○原本細字、神武天皇と記せり、後比人の加たり、あれ
ハ削つ、以下御代毎、某天皇と記せり、その皆おな、此天皇より御代々々支
那風に、字音以て諡號を稱せり、淡海御船奉勅撰也、と日本紀私記に、見とた

是ハ別論あり○諱仁賢紀、億計天皇諱大脚とあり、うゝとハ諱ハ常
の御名と云、意、然、新撰字鏡、諱伊弉名と注、職員令諱の義解、謂諱、避
也、言、皇祖以下、名號諱而避之也、と云、字書、生、曰名死、曰諱、あど併思、に諡、
して、忌憚るべよ、あれ、バ、ミイミナと稱、ま、く、お、と、姑、舊讀、み、從、ひ、つ、○海童
和名抄、又、文選海賦云、海童即海神也、日本紀云海神和名太豆美乃加美と注
、海若をと、文選西京賦、亦、薛綜、海神と注せり、猶神代紀、少童の注を見、
づ、○小女、弟女あり、催馬樂我門、末名、卒須女止、以、戸、於、止、年、銀、女、止、古、曾
伊波、如、と、り、真、女、と、云、弟、女、と、社、云、め、あり、○確、如、字、書、み、確、堅、也、と、注、せ、り、
ハ、確、み、れ、ち、る、よ、る、西、域、記、見、正、と、り、○太、子、繼、體、紀、の、春、宮、此、旁、注、に、日、次、ミ
コ、と、り、を、天津、日、繼、を、知、べ、よ、御、子、を、り、○吾、田、邑、吾、平、津、媛、記、阿、多、之、小、持、石
妹、名、阿、比、良、比、賣、と、あり、吾、田、ハ、薩、摩、國、の、郡、名、に、て、和、名、抄、又、同、國、日、置、郡、小、合、
良、郷、あり、日、置、ハ、阿、多、と、隣、り、然、大、隅、國、に、始、羅、郡、あり、同、國、大、隅、郡、又、始、騰、
郷、あり、是、ら、を、證、み、引、出、と、り、説、り、れ、ど、吾、田、ハ、地、名、開、色、ぎ、と、ど、其、又、ハ、
り、ど、○手、研、耳、命、の、研、を、キ、シル、の、訓、を、と、り、名、義、ハ、考、を、り、○兄、和、名、抄、又、男
子、先、生、為、兄、和、名、伊、呂、禰、と、あり、イ、口、も、子、と、男、女、に、涉、り、親、む、詞、よ、て、女、又、云、る
え、九、恭、紀、小、皇、后、則、妾、之、姪、也、と、あり、○大、日、靈、の、靈、を、靈、と、誤、り、今、改、む、○天
關、ハ、天、磐、座、あり、原、本、關、を、開、誤、れ、り、集、解、に、熱、田、本、小、據、て、改、む、と、り、從、ふ、晋
書、天、文、志、文、選、長、楊、賦、等、又、天、關、を、星、名、と、せ、り、は、別、あり、爰、小、あり、ハ、關、門、の、意

如此慶び哉精之、暉を重ね給ふむとて、數多の年を歴とりとを、扱關天關以下四十七字ハ、漢籍等の中より據出と、孰字どもを以て、其御代のあり狀と叶、むやして、物一終へるなり。○一百七十九萬、二千四百七十餘歲、是ハ瓊々杵尊降臨より、神武天皇四十五の御歳までの年數あり、何是の書に、此大數を三御代と賦て數へ、記ふ穗々手見命者、坐高千穗宮、伍佰捌拾歲と有りて、其ハ御在位の間の年數とを、聞ゆると此あり、御孫神武天皇ハ、一百二十七歳よりて崩給ひ、俄に御齡の縮まるともつづりあり、むや、ある大數を由ありて、語、継、云、継、來、とる傳、ふめまき、今論ふと及む、此年數を、近江国高嶋郡萬木村、日吉神社に傳、たる、秀、真、傳、と云、多書、異文字、以て、モモナナノ、ココナヨロツ、フタチヨ、モモナノ、ソシ、と記せり、ナノ、ソシ、を、七十の訛あり、扱支那国乃上代に、と、あや、し、年數ども見えて、是も彼と古つとへて見てある、○遼、龜、字、書、に、遼、遠、也、龜、渺、也、と注せり、宋書武三王傳に、交趾遼、龜、累、喪、藩、將、云、々、原本、龜、を、龜、誤、り、○玉澤字の如し、舊事紀に玉澤、よ、作、り、○邑、有、君、神、代、紀、に、定、天、邑、君、○村、有、長、万、葉、三、同、十、三、に、石、村、と、あり、大、和、国、此、地、名、ふ、て、村、を、畧、て、レ、と、云、り、名、義、ハ、考、を、扱、邑、ハ、支、那、国、の、制、ふ、と、村、よ、り、廣、う、れ、バ、上、代、乃、邑、は、後、の、郷、と、云、り、の、地、あり、て、村、を、今、云、村、を、多、べ、し、あ、く、授、を、生、の、義、み、て、生、出、と、る、村、落、や、云、る、意、り、長、は、人、子、上、を、り、此、訓、景、行、紀、雄、畧、紀、等、に、と、見、色、と、ま、ぞ、是、を、村、長、と、よ、め、る、例、あり、を、改、む、べ、く、思、ひ、と、ら、ど、姑、舊、讀、よ、從、ふ、○凌、轢

此凌也、上より抑、る意にて、万葉に真木此葉凌也、秋萩凌ぎなど多し、轢もキシルの延、とるにて、和名抄に碾、岐之流と注せり、延、とる例も源氏鈴虫に我もくと、ま、き、み、ぬ、み、云、々、同、若、菜、ふ、人、を、起、し、ろ、ひ、多、ね、む、を、と、あり、争、ふ、意、なり、文、選、七、啓、に、凌、轢、諸、侯、云、々、原、本、轢、を、跡、に、作、り、舊、事、紀、に、據、て、改、む、○鹽、土、老、翁、上、に、見、色、なり、○乘、天、磐、船、舊、事、紀、に、天、祖、以、天、璽、瑞、寶、十、種、授、饒、速、日、尊、則、此、尊、稟、天、神、御、祖、詔、乘、天、磐、船、而、天、降、坐、於、河、内、国、河、上、峰、云、々、與、儀、抄、に、天、磐、舟、の、ま、り、と、の、は、河、内、国、に、盤、舟、明、神、と、て、た、と、と、云、々、河、上、や、ハ、伊、勢、物、語、に、見、色、と、る、天、乃、川、の、河、上、に、て、同、國、文、野、郡、私、市、村、山、中、古、趾、に、在、今、磐、船、明、神、と、て、大、石、茂、神、跡、や、して、祭、り、る、所、此、後、に、聳、た、る、山、あり、土、人、タ、ケ、ガ、峯、と、云、り、即、峯、に、て、此、頂、を、降、臨、此、跡、を、と、む、と、お、も、ほ、ゆ、れ、だ、未、登、見、ざ、れ、バ、知、ら、ば、○恢、弘、天、業、後、漢、書、明、帝、紀、に、恢、弘、大、道、云、々、天、業、ハ、同、書、周、章、傳、に、見、色、と、り、○光、宅、文、選、吳、都、賦、に、二、六、合、而、光、宅、劉、良、が、光、大、也、宅、居、也、と、注、せ、り、○灼、然、ハ、景、行、紀、に、以、耶、知、舉、の、訓、注、あり、谷、川、氏、の、弥、近、ま、の、義、と、云、り、晋、書、傅、咸、傳、に、條、理、灼、然

○大歳ハ、周禮 是年也大歳 甲寅、其年冬十月丁巳朔辛酉、天皇親師諸皇子舟師、

天上、歲星相應而行、歲星、右行於天、一歲、移一辰、十二歲、一小周、千七百二十八年、為大周、大歲、左行於地、一與歲星跳辰、年數同、歲星、為陽人之所見、大歲、為陰、人所不覩、故舉歲星、以表大歲、○甲寅云々、甲乙丙丁等、木火土金水の五行、乃名、小、て、甲乙ハ木、兄弟の畧也、

東征、至速、吸之門、時有一漁人、乘艇而至、天皇招之、因問曰、汝誰也、對曰、臣是國神名曰珍彦、釣魚於曲浦、聞天神子來、故即奉迎、又問之曰、汝能為我導耶、對曰、導之矣、天皇勅授漁人推禰末、令執而牽、納於皇舟、以為海導者、乃特賜名、為推根津彦、推、此、云、此、即、倭直等、始祖也、行至筑紫國菟狹、地、名、也、

以下是に准知、まべし、子丑寅卯等、十二の生類を聚、く、名に、て、鼠牛虎等、なる事、類書纂要に見、色たり、扱、甲乙云々、を、十干と稱し、子丑云々を、十二支と稱、干支を幹枝の省文、あり、其は白虎通に、甲乙者、幹也、子丑者、枝也、とあり、と見、るべし、五雜俎、大撓之初、

此、云、時、有、菟狹、國、造、祖、號、曰、菟狹、宇、佐、津、彦、菟、狹、津、媛、乃、於、菟、狹、川、上、造、一、柱、騰、宮、而、奉、饗、焉、一、柱、騰、宮、此、徒、鞅、餓、離、是、時、勅、以、菟、狹、津、媛、賜、能、瀾、柳、是、時、勅、以、菟、狹、津、媛、賜、妻、之、於、侍、臣、天、種、子、命、天、種、子、命、是、中、臣、氏、之、遠、祖、也、十、有、一、月、丙、戌、朔、甲、午、天、皇、至、筑、紫、國、崗、水、門、十、有、二、月、丙、辰、朔、壬、午、至、安、藝、國、居于、埃、宮、

作甲子也、不過以紀日月代結繩、と云々甲子ハ、干支にて、大撓を呂氏春秋又黃
帝の師なる由を記し、其事既事物紀原にに見えて、甚古めなり云、是と
ハ論あり、扱支那国にて、歳首の月をを、易と云れど、此干支を革さるる、此
紀、彼國と符て用、初は、親王の物、移る、難波長柄の朝、此頃よ
り始、委、知、何、我古干支を、言痛、
け、某年某月某日と、皇國字に傳、書、其、此干支、引合、
日を記、た、故、我古、字、何、
む猶委く國字考、おきつ、冬十月通證、冬寒也、十月、神嘗月也と云
る、朔を、ツイタチと云、月立乃轉、私宮、キサイノミヤと云、
扱我上代は朔、名、月の見、初、日、月、盈縮に隨ひて夜を數、
由、月、御名、天智十年、紀、月立二日、記、支那国、
陽曆陰曆と分て、月は出初るを見て、朔を定、陽曆と云、朔より後、月生
る、故陰曆と云、漢書律歷志、見、此曆數、云、
代、一年、四季に分、冬乃中日と春の中日との半、歳首を定、
百六十五日を、十二月、分三十一日の月を五ツ、三十日の月を七ツと、
二月三月を次第に並、察、
見、或、月晦日、中旬、古書、某月のつ、初日に満月を
げ、ち、書、如此日、よ、古曆を製、大方の例を以

て推量、然、今支那製作の建寅曆に、目馴、古、疑、是、己
ハ五日、速吸之門、豊後国海部郡比地名、御櫻、條、注、
名抄、白水郎をよ、應神紀に海人をよ、海と同訓あり、
之、珍子の訓注、珍此云、于圖、
釣、打、羽、舉、來、云々、指、度、搗、機、引、入、其、御、船、即、賜、名、號、搗、根、津、日子、
鏡に、左乎と注せり、
造とあり、姓氏録大和宿祢、條、神日本磐余彦天皇、從日向国、向大倭国、到速吸
門、時、有、漁人、乘、艇、而、至、天皇、問曰、汝誰也、對曰、臣是国神、名、宇豆彦、聞、天神、子、來、故
以、奉、祀、即、牽、納、皇、船、以、為、海、導、仍、号、神、知、津、彦、一名、椎、根、津、彦、能、宣、軍、機、之、策、天皇
嘉之、任、大、倭、国、造、是、大、倭、宿、祢、始、祖、也、
本直等を直部に作、集解、
命、定、賜、国、造、
一、柱、騰、宮、記、足、一、騰、宮、に、作、
上、坐、
傍、拜、田、村、あり、其所、足上と云、處、是、
○日本紀標注卷之五
六

物志に、一柱觀と云、有り、是に思寄、多ム、一ムヤ○侍臣ハ、侍従ありて和名抄ふ於
毛止比止、萬知岐美と注さリ○天種子命ハ、天兒屋根命の孫に、天押雲命の
子有リ○甲子九日○崗水門此崗也、筑前国の郡名遠賀也、土人ハランガと
呼、同国風土記に、塙、桐縣之東側、近有大江口、名曰塙、桐水門、堪容大船、万葉七
に、天霧相日方吹羅之水、莖之、崗水門爾、波立渡、仲哀紀、廻之、入、崗浦、到水門也
と有り、按、不同郡、又葦屋と云所ありて、今も船を泊せむ此地也、記、岡田、宮一
年坐云々○十有二月ハ、為極あるべし、其、一年此を此月、又、ありてつぎバ
あり、和訓栞に年極の義あるべしと云、是ハ既く荷田翁つりし、祝詞考
に記さリ、年治按、年、略して、年と云、例を、奥儀抄、ハ、僧をむらりて佛名
を行ひ云々、師走月と云、と云、るも俗あり○壬午廿七日○埃宮或人云安藝国
府中の惣社ハ、其趾ありと云、
又、記、多祁理、宮、又作まリ

○三月八、即ち彌生の轉、
万葉考別記の說も、お、
己未六日○高嶋宮詳あり、
乙卯年、春、三月甲寅朔己未、徒入、
吉備國、起行宮、以居之、是曰高嶋、
宮、積三年間、備舟楫、蓄兵食、將欲、

○兵食和名抄、
糧、行所賣米、
也、又儲食也、和名加天、竹取物語に、此人々の道の、わてくひもの云々、以上カリ
テの略なり、日本靈異記に糧を、可里豆と注し、字鏡集、又、糧をよみ、万葉五、伊
可爾、可由、迦牟、可利、豆、波、奈、斯、爾、同
十一、一と見、色、と、り、名、義、ハ、考、む、

○二月八、奥儀抄、
更に、きぬを、
れを、衣、更、著、と、
以、ふ、を、あ、や、ま、
る、を、り、と、云、也、
今昔物語二十
八に、衣、曝、と、書、
け、は、正、字、と、
て、シ、を、キ、ふ、轉、
ら、バ、二、月、を、漸、

以、一、舉、而、平、天、下、也、
戊午年、春、二月、丁酉朔、丁未、皇師、
遂、東、舳、艦、相、接、方、到、難、波、之、碕、會、
有、奔、潮、太、急、因、以、名、爲、浪、速、國、亦、
曰、浪、華、今、謂、難、波、訛、訛、許、奈、磨、盧、三、
月、丁卯朔、丙子、遡、流、而、上、徑、至、河、
内、國、草、香、邑、青、雲、白、肩、之、津、

く暖り、著あゝたる衣を取出て、曝を月ありとぞ。○丁未十一日。○難波ハ、奔潮の義理以て書り、是を難波と字音よよとしたり。○非ハ、非ず實に浪華の訛りにて此訛りと既く仁徳紀の御歌に見えて、那珂破能瑛者といふ、今攝津国河邊郡に、難波村あり、同国西成郡、難波と云、地も有り、上代難波と云、大坂より尼寺まで、此海畔を廣く云々。○浪華ハ、浪穂あり。○丁卯十日。○河内ハ、和名抄に加不知と注せり、河内の切あり、此国ハ東西に、淀川あり、南北大和川ありて、其内ハ在る国あれ、大河内と云、○草香ハ、河内国河内郡の村名に見ゆ、記に日下より作り、今も然書り。○迦流而上ハ、攝津国東生郡赤川村より、河内国茨田郡を経て、東南に大和川を上り、○青雲ハ、枕詞、其え真又白きとめ、青色を合むゆゑ然云、○白肩之津ハ、船の泊る處にて、草香の邊りとハ思へど、在所を捜さざる、記に、蓼津に作り、此紀も蓼津ハ別に出せり。

○四月八、種月、夏四月丙申朔甲辰、皇師勒兵、歩乃還、更欲東踰膽駒山、而入中洲、趣龍田、而其路狹嶮、人不得並行、乃還、更欲東踰膽駒山、而入中洲、

御柱目、御柱、神社見、扱龍田、時長髓彦、聞之曰、夫天神子等、所以來者、必將奪我國、則盡起屬兵、以之於孔舍衛坂、與之會戰、有流矢、中五瀨命、肱脛、皇師不能進戰、天皇憂之、乃運神策於沖衿、曰、今我是日、神子孫而向日征虜、此逆天、道也、不若退還、示弱、禮祭神祇、背負日神之威、隨影壓躡、如此、則曾不血刃、虜必自敗矣、僉曰、然、於

○日本紀標注卷之五

八

和名抄ニ須祿
 注シ、記亦も
 那賀須泥昆古
 とあきを、藤
 通を、書けむ
 是は髓の長か
 一人、ふや孝
 徳紀に、八、掬
 て、人名も見
 云り、按、此紀
 心由なく、且、
 彰、よ作り、身
 衿の冲を深
 ヒムカシとあ
 お、お、お、
 安萬豆夜之
 べ、一、叔、軍
 言、み、て、
 獨、言、政、
 是、令、軍、中、
 且、停、勿、復、
 進、乃、引、軍、
 還、虜、亦、不、
 敢、逼、却、至、
 草、香、津、植、
 盾、而、為、雄、
 誥、焉、
 烏、雄、誥、
 多、鷄、此、
 盧、因、改、
 號、其、
 津、曰、盾、
 津、今、云、
 蓼、津、訛、
 也、

代紀、劔、玉、誓、
 條、に、見、
 〇、蓼、津、在、
 所、詳、
 〇、母、を、
 訓、む、
 紀、乳、母、
 〇、母、木、
 體、紀、
 樹、馬、
 〇、云、人、
 同、河、内、
 浦、村、
 〇、原、本、
 飲、問、
 〇、本、字、
 〇、本、集、
 〇、多、
 〇、夜、
 〇、被、
 〇、傷、
 〇、於、
 〇、虜、
 〇、手、
 〇、將、
 〇、不、
 〇、報、
 〇、而、
 〇、死、
 〇、耶、
 初、孔、舍、
 衛、之、
 戰、有、
 人、
 隱、
 於、
 大、
 樹、
 而、
 得、免、
 難、
 仍、
 指、
 其、
 樹、
 曰、
 恩、
 如、
 母、
 時、
 人、
 因、
 號、
 其、
 地、
 曰、
 母、
 木、
 邑、
 飲、
 母、
 木、
 此、
 迺、
 奇、
 五、
 月、
 丙、
 寅、
 朔、
 癸、
 酉、
 軍、
 至、
 茅、
 淳、
 山、
 城、
 水、
 門、
 亦、
 名、
 山、
 井、
 水、
 門、
 時、
 五、
 瀨、
 命、
 矢、
 瘡、
 痛、
 甚、
 乃、
 撫、
 劍、
 而、
 雄、
 誥、
 之、
 曰、
 大、
 丈、
 夫、
 命、
 矣、
 〇、日、
 本、
 紀、
 標、
 注、
 卷、
 之、
 五、
 九

紀又仮名に用ゑる例なく、木
 此仮名に之、紀又岐を書けり
 又岐を審ふま
 巴猶不審ふま
 月七、神代紀、蠅聲、注せり。○癸酉八日、和泉国の海邊を、惣たつ名ふ
 里記、洗其御手之血、故謂血沼海也。○山城八山井の古名にや、今隠きりり。○
 山井式に和泉国大鳥郡山井神社見也、和泉志云、此水門を日根郡と載たり。○
 撫劔ハ劔の柄を執握るを云、○慨哉、心痛あり、万葉八に、守禮多伎也、志許霍
 公鳥云々、哉、歎息の甚し、大辞、○大丈夫ハ、益荒男あり。○被傷於鬪手ハ、記、
 負、賤奴之手乎死、とありに據り、訓なり。○雄水門、和名抄、和泉国日根郡郷
 名、呼於河、於後に加り、ふて、式、同郡男神社と、河、正、き如此名
 侍、と、ハ雄詰と、河、因る。○竈山、諸陵式に竈山墓、彦五瀬命、在紀伊国名
 草郡、兆域東西一町、南北二町、守戸三烟式に同郡竈山神社見也、竈山
 を土人クド山と云り、御墓、同郡和田村西南三丁許、河、りや、找
 ○六月、水月、
 六月、乙未朔、丁巳、軍至、名草邑、則

時、人、因、號、其、處、曰、雄、水、門、進、到、于
 紀、伊、國、竈、山、而、五、瀬、命、薨、于、軍、因、
 葬、竈、山

上水元の三ナ
 にて、此月、田
 毎、水、の、湛、て
 河、を、あり、○
 丁巳廿三日、○
 名草邑ハ、紀伊
 国の郡名、○戸
 畔、土、豪、比、称
 にて、富、戸、あり
 ○狭野、万葉三
 苦、毛、零、來、雨
 可、神、之、境、狭、野
 乃、渡、爾、家、震、不
 有、國、畧、解、ミ、ミ
 日、の、崎、と、り、ふ
 紀、伊、國、牟、漏
 郡、新、宮、よ
 り、那、智、へ、行、道

誅、名、草、戸、畔、者、
 到、熊、野、神、邑、且、登、天、磐、盾、仍、引、軍、
 漸、進、海、中、卒、遇、暴、風、皇、舟、漂、蕩、時、
 稻、飯、命、乃、歎、曰、嗟、乎、吾、祖、則、天、神、
 母、則、海、神、如、何、厄、我、於、陸、復、厄、我、
 於、海、乎、言、訖、乃、拔、劔、入、海、化、爲、劔、
 持、神、三、毛、入、野、命、亦、恨、之、曰、我、母、
 及、姨、並、是、海、神、何、爲、起、波、瀾、以、灌、
 溺、乎、則、蹈、浪、秀、而、往、乎、常、世、鄉、矣、

○日本紀標注卷之五

○十

の海邊あり、其つゞきふ佐野村も何りと云、○神邑を、神村をも何と云、
 思へど狹野より二里をのり新宮北方へ、神藏と云、何れ、此地なるべし、○天磐
 盾、續古今集一、三熊野の神くく山の石だ、みのぼををてくと、猶以のるる、
 此地磐石おのづから、盾の状あり、山をりや云、○引軍漸進、是ハ名草戸
 畔を誅ふ、續々むむ、錯乱するもや、然は名草郡より、狹野に越行むふ、在田日
 高城經て、牟婁郡數十里の間、今世ふさへ通ぶ、道ふければ、海部郡より船
 して、牟婁郡の南を渡り、程に、暴風ふハ遭へば、然らざむ、地理符ぞ、○
 暴風景行紀一、アカシマカゼとよむ、和名抄にハ、夜知と注せり、惡う、状の意
 一ヤ、○嗟乎、この嗟を集解等に、ア、と点せり、嗟と云、例ハ、思へるに
 や、新撰字鏡一、嗟、阿と注し、万葉一に、嗚呼、兒乃浦爾、船乘為良武、あど見也、是
 歎息此聲にて、引て阿々と云、るを乳をチ、と云、にねあど、○陸ハ国所の略
 一、北陸道を崇神紀一、クルガとよみ、即ちクニガの轉あり、○鋤持神、按に劍
 の古名を、サヒと云、一、記一解所佩之紐小刀、著其頸而返、故、其一尋和通者、於今
 謂佐比持神也、とあり、猶蛇韓鋤之劍の注を、併見るべし、○灌溺を、オボラス
 やと思ひ、らど、古今の長歌に立ち、の、波比志、まよやおぼく、まむ、とあれむ、
 古言ふハ如此も云、らむ、然まど、姑オボラスとよむべし、○浪秀神代紀一、秀起
 浪穂とあり、秀花あり、○常世国ハ、遠寄国ありと、神代紀一云、ま、天書無仁、條
 一、西海有国名、号常世云々、姓氏録に、新良貴、稻飯、命之後也、是於新良、国、即為国

王、稻飯命者新羅国王之祖也、とあり、ハ、海を渡り、入、海を渡り、入、海を渡り、入、
 一、み、東国通鑑にも、有神人降于檀木、下、国人立、為君、是為檀君とあり、此命
 たちを神として語、
 傳、らむ、なるべし、

○荒坂津、今隱
 浦後拾遺集に、
 名又高き、み、
 此の浦を來て
 見ま、かつか
 ぬ海人も、少
 りり、此歌
 を名寄、伊勢
 国に入、たき、
 おぼつ、あ、
 此地を通證、
 距新宮三里許
 と云、り、○神吐

天皇獨、與皇子手研耳命、帥軍、而
 進、至熊野、荒坂津、
 敷戸畔者、時神吐毒氣、人物咸瘁、
 由是皇軍、不能復振、時彼處有人、
 號曰熊野、高倉下、忽夜夢、天照太
 神、謂武甕雷神曰、夫葦原中國、猶
 聞喧擾之響焉、
 云、聞、左、擲、覓、利、奈、離、

○日本紀標注卷之五

○十一

毒氣の神ハ熊
 小て記大熊
 上表に化熊出
 爪と記せり神
 此熊又化し
 也昭公七年左
 傳神化爲黃
 熊以入于羽淵
 と有て相類た
 る事也、扱熊野
 て地名ハ此
 の古傳より起
 まり○瘁記
 遠延而伏と記
 紀に香語山命
 御子也○夢を
 万葉十、菽之
 葉左夜藝夫木
 集十六に鶉ふ
 す小野乃加屋
 とく霜枯てを

宜、汝更往而征之、武甕雷神對曰、
 雖予不行、而下予平國之劍、則國
 將自平矣、天照太神曰、諾、
 利時武甕雷神、登謂高倉下曰、予
 劍號曰部靈、屠能、此靈、今當置
 汝庫裏、宜取而獻之、天孫、高倉下
 曰、唯唯而寤之

を片よる、風さやくる、訓注聞字ハ街まろ、○諾、難字記みと、ウメナリと注せ
 る古言なり、後ウベに轉ト、類聚国史三十一に、布智波賀麻、宇倍伊呂布賀久と
 あり、菊諾色深くあり、記の中卷に、宇倍那宇倍那ともあり、諾ふくくにて、俗
 合点尤むと、以て意あり、然を六七百年後、ムベに訛云、○登万葉八、續紀三
 十四、東西市式等に、登時をよえり、○部靈の部を、字書と断聲と注せり、是を部
 とよめり、俗にフツリと入聲云、古言ハフツと云り、其を今昔物語二
 十九に、フツリト咋切ツ、落窪物語二に、ふつくと切て、ルバ、等云、フツの意
 や、又按に赴屠ヤハ揮の古意にて、劔又因、と名あり、記に此刀者坐石上、神宮
 也、とある、石上布留て、地名之、劔を揮より起り、○高倉下、原本下、字を脱
 たり、集解に補ひた、ふ従ふ、○唯々を應る聲、ふて、仮名ハ旁訓に越々、とある
 の、を、忠見集、櫻木の本にて、鹿乃弓射る、云、詞書にて、心はと、
 むの弓を、山を、花乃、を、を、と、と、ハ、と、唯を、
 是ハ、唯、此、仮名の一證と、猶古今著聞集八に、唯の仮名の的證あり、と、文
 長々れを略、史記趙世家、徒聞唯唯、不聞周舍之鄂鄂、云々、猶委、国典字微唯字
 及、仮名沼草、稱、
 唯、條、不、記、一、つ、
 明、旦、依、夢、中、教、開、庫、視、之、果、有、落
 板、と、ハ、鋒、の、底、
 劔、倒、立、於、庫、底、板、即、取、以、進、之、于

板を衝く、ふ
や然る天降、條
其鋒端とあり
植たるよて倒、
字此と及るよ
似たきと、鋒ハ
下に衝刺を順
に、て、鋒を上
ふ、故此所も彼
所も、倒とハ傳
たり、○長眠を、
甚うるを、
語に、
此處をおよて
書に見ると、
時天皇適寐、忽然而寤之、曰、予何
長眠若此乎、尋而中毒、士卒悉復
醒起、既而皇師欲趣中洲、而山中
嶮絶、無復可行之路、乃棲遑、不知
其所、跋涉、時夜夢、天照大神訓于
天皇曰、朕今遣頭八咫鳥、宜以為
鄉導者、果有頭八咫鳥、自空翔降、
天皇曰、此鳥之來自、叶祥夢、大哉
赫矣、我皇祖天照大神、欲以助成

睡朝寢あした、
歎見也○棲遑、
垂仁紀に、進退
をよ、記の下
卷、進退をよ
め、按に棲遑
を、シ、
語、
意、
類抄、
宗紀、
倉、
選字鏡、
志、
たり、
朕、
之、
○日本紀標注卷之五
十三

基業乎、是時大伴氏之遠祖、日臣
命帥大來目、督將元戎、蹈山啓行、
乃尋鳥所向、仰視而追之、遂達于
菟田下縣、因號其所至之處、曰菟
田穿邑、
臣命曰、汝忠而且勇、加能有導之
功、是以改汝名為道臣

訓つ○頭を咫鳥ハ、頭の長サ八寸許あるを云、故頭字を加て、其意を知らしめたるなり、姓氏録鴨縣主傳、神日本磐余彦天皇、欲向中洲之時、山中嶮絶跋涉失路、於是神龜命、孫鴨建津身命、化如大鳥翔飛奉導、遂達中洲時、天皇喜其有功、特厚褒賞、八咫鳥之号、從此始也、と有り、是は記に櫛八玉神化、鷲入海底とある、く、仮に其狀を化してあり、神の御上の靈を思へ、式に大和国宇陀郡、八咫鳥神社見也、鴨建津身命を祭まるとも、或熊野に神鳥と云ふ有り、ハ、此故事ふより、○基業、上にハ天業をよ、崇神紀に宸極又踐祚をよ、神代紀に寶祚とよえ、何と天津日嗣にて、基業の字を、漢書賈山傳に見ゆ、○日臣命、姓氏録に高志連、高龜命九世孫、日臣命之後也、○大來目云々、神代紀に天忍日命、帥天穗津大來目、と有りて、彼處に注ぎ、○元戎云々、詩、小雅、元戎以先啓行、大全、元大也、と注ぎ、○菟田下縣ハ、大和国郡名、宇陀にて、此郡廣く、上代を惣て、アカタと云、下は菟田縣、層富縣とも見ゆ、又祈年祭、祝詞に高市葛木十市志貴山、邊曾布止御名者白氏、此六御縣、生出云々、倭姫世記も、伊勢の郡名等を、某縣と記せり、は、是を郡と有りても、コホリと云ふ有り、ハ、例にて、續紀に、縣犬養連大侶を、一本に郡犬養と作るを見るべし、名義ハ國を分ち、小名あるを、領地の例にて、ナを夕ふ、云、垣内花を、燕子花、五十名狹を、五十田狹と云、る、猶委郡名私考に、記し、あま、つ、○穿邑、

大和志宇陀郡
み、宇賀志村
○秋、百穀
熟て飽、足る意
よ、や、○八月、
菽、月、此略なる
べし、舊説に、葉
月として、も
はる意、云、
と、此月ハ未、黄
葉、ま、る、ふ、
万葉考、又、總發
月として、ホハ
の切、云々、云、
と、反切の例に
符、○乙未、
日、○兄、猾、記、
兄、守、迦、斯、又、作

秋八月甲午朔乙未、天皇使徵兄
猾、及弟猾者、
縣之魁帥者也、
猾不來、弟猾即詣至、因拜軍門、而
告之曰、臣兄、兄猾之為逆狀也、聞
天孫且到、即起兵將襲、望見皇師
之威、懼不敢敵、乃潛伏其兵、權作
新宮而殿、內施機、欲因請饗、以作
難、願知此詐善、為之備、天皇即遣

○日本紀標注卷之五
○十四

了、字書に猾、黠也。と注されむ。道臣、命、察其逆狀、時、道臣、命、審知、
 ウカて、詞、猾の義あり、め、有賊、害之心、而、大怒、誥、噴之、曰、虜
 例を見む、今強爾所造屋、爾自居之、飲、此、因、案
 て思ふ、う、是、女、う、かれ、人、劍、彎、弓、逼、令、催、入、兄、猾、獲、罪、於、天、
 ハ、猾、女、猾、人、ハ、是、を、浮、き、と、云、泥、め、る、あり、遊、
 是、を、浮、浪、の、字、に、事、無、所、辭、乃、自、蹈、機、而、壓、死、時、陳、
 仙窟、狂、難、を、其、屍、而、斬、之、流、血、没、踝、故、號、其、地、
 ウカレ、ドリ、と、訓、り、然、不、兄、猾、曰、菟、田、血、原、
 訓、り、然、不、兄、猾、
 夫、弟、猾、を、惡、人、に、何、ぞ、と、猾、を、ウカ、て、語、を、借、た、る、の、に、
 て、地名、の、穿、由、あり、に、何、ぞ、と、猾、を、ウカ、て、語、を、借、た、る、の、に、
 人、子、上、に、て、神、代、紀、に、首、渠、を、よ、み、景、行、紀、に、賊、首、又、首、帥、を、よ、め、り、兄、字、を、コ、ノ、
 カ、ミ、と、よ、め、て、子、上、あ、る、を、知、る、べ、し、○、施、機、和、名、抄、に、鼠、智、於、之、拾、遺、集、物、名、に、

ち、鷹、の、を、き、と、と、構、へ、と、お、り、何、ゆ、を、ぬ、鼠、と、と、と、あり、機、動、
 之、猶、今、昔、物、語、十、九、は、盜、人、ヲ、打、ツ、機、ヲ、忽、ニ、土、ニ、墮、立、テ、云、々、文、選、陳、琳、が、檄、文、に、
 動、足、觸、機、陷、ふ、ど、多、う、り、今、云、を、い、ふ、事、あり、○、賊、害、神、代、紀、に、斬、賊、を、よ、め、り、賊、に、
 ナ、フ、て、ハ、辭、を、添、へ、る、に、て、商、ナ、フ、ト、ナ、フ、の、例、あり、○、誥、噴、神、代、紀、に、奮、稜、威、之、
 雄、誥、發、稜、威、之、噴、讓、と、有、處、に、注、り、○、獲、罪、於、天、ハ、論、語、の、語、を、り、原、本、罪、下、ふ、兄、
 字、あり、と、行、き、り、今、刪、る、○、壓、死、を、お、さ、せ、此、延、語、よ、て、死、を、音、訓、暗、合、の、字、あり、
 ○、蹠、和、名、抄、に、蹠、足、骨、也、和、名、豆、不、奈、岐、俗、云、豆、不、不、之、と、何、里、通、證、に、圓、節、
 也、と、云、る、を、よ、ろ、し、き、○、血、原、大、和、志、に、宇、陀、郡、上、田、口、村、に、在、り、と、記、せ、り、
 ○、牛、酒、と、書、け、已、而、弟、猾、大、設、牛、酒、以、勞、饗、皇、師、
 る、義、理、を、字、の、如、あ、れ、ど、我、邦、焉、天、皇、以、其、酒、宍、班、賜、軍、卒、乃、為、
 上、代、より、公、不、御、謠、之、曰、多、謠、此、云、宇、于、儂、能、多、伽、
 牛、を、食、ひ、例、を、見、び、古、語、拾、遺、大、地、主、神、機、珥、辭、藝、和、奈、破、蘆、和、餓、末、菟、夜、
 營、田、之、日、以、牛、實、食、田、人、于、時、御、年、神、之、子、至、辭、藝、破、佐、夜、羅、孺、伊、殊、區、波、辭、區、
 御、年、神、之、子、至、

○日本紀標注卷之五

十五

於其田唾饗而
還以狀告父御
年神發怒と云
るを見らば
是を為すナドき
業をせしセ也
に御怒を發し
降りてハ人志
を食ふシもの
も稀ふナ有リけ
む天武紀ニ莫
食牛馬犬鶏豚
之肉と禁シ活
一、扱牛酒テ事支那書ニ數見セ色トもシバ、唯字を備ヒて、文を漢メりシたる
の、真に牛を饗セしム何レもシバ、ヲシモノトよむベし、酒ニ亦モヲシモノ
とよむベし、原本ニ完シ誤リり、○于レ儂能多伽機珥ハ、宇陀、高城ニあり、○辞
藝和奈破蘆ニ鴨羅張ニふテ、小鳥を捕ルべシとシり、○羅を張ルとシる、○和餓

於其田唾饗而
還以狀告父御
年神發怒と云
るを見らば
是を為すナドき
業をせしセ也
に御怒を發し
降りてハ人志
を食ふシもの
も稀ふナ有リけ
む天武紀ニ莫
食牛馬犬鶏豚
之肉と禁シ活
一、扱牛酒テ事支那書ニ數見セ色トもシバ、唯字を備ヒて、文を漢メりシたる
の、真に牛を饗セしム何レもシバ、ヲシモノトよむベし、酒ニ亦モヲシモノ
とよむベし、原本ニ完シ誤リり、○于レ儂能多伽機珥ハ、宇陀、高城ニあり、○辞
藝和奈破蘆ニ鴨羅張ニふテ、小鳥を捕ルべシとシり、○羅を張ルとシる、○和餓

於其田唾饗而
還以狀告父御
年神發怒と云
るを見らば
是を為すナドき
業をせしセ也
に御怒を發し
降りてハ人志
を食ふシもの
も稀ふナ有リけ
む天武紀ニ莫
食牛馬犬鶏豚
之肉と禁シ活
一、扱牛酒テ事支那書ニ數見セ色トもシバ、唯字を備ヒて、文を漢メりシたる
の、真に牛を饗セしム何レもシバ、ヲシモノトよむベし、酒ニ亦モヲシモノ
とよむベし、原本ニ完シ誤リり、○于レ儂能多伽機珥ハ、宇陀、高城ニあり、○辞
藝和奈破蘆ニ鴨羅張ニふテ、小鳥を捕ルべシとシり、○羅を張ルとシる、○和餓

旄羅佐夜離、固奈彌餓、那居波佐
 糜、多智曾糜能未迺、那鷄句鳩、居
 氣辭被惠禰、宇破奈利餓、那居波
 佐磨、伊智佐介幾未迺、於朋鷄句
 鳩、居氣儂被惠禰、是謂來目歌、今
 樂府、奏此歌者、猶有手量大小、及
 音聲巨細、此古之遺式也

末菟夜も、我待哉もて、我とと羅を張る人ヲ指サす、即チ己トと云フが、ふとく、自レ他ニ通
 ぶ詞ヲり、○辞藝破佐夜羅彌ニ、鴨者不障アリ、万葉五ノ伊奈々等思騰コ許良爾
 佐夜利奴、又阿須波吉奈武遠、奈爾可佐夜礼留チ障ヲをサヤルト云フ、○伊殊
 區波辞ハ、鯨細ニて、鯨此枕詞ナリ、和名抄壹岐島壹岐郡鯨伏郷ニり、名義同
 國風土記に見色ヨリ、是鯨をバイストも、イサトと云フ、例アリ、○區旄羅佐夜
 離ニ、鯨障ニて、鯨トハ、兄ヲ指サす、○固奈彌餓ハ、前妻ノ之カあり、和名抄以前妻
 和名毛止豆女、一名古奈美とあり、新撰字鏡ニ、婦ヲをヨり、○那居波佐糜ハ
 魚毛者ヲを延ビ、云フ、魚ヲをナト云フ、例多ク、○多智曾糜能未迺ハ、契冲ガ立テ椏ノ之
 實ノ之カあり、と云フ、由、記傳ニ記ス、其レ大舍人式ニ曾波木ニ束トと見色シ、此木ニ熊野
 小在リ、と、藥名備考ニ記ス、是ハ次、句ニ係ル序ナリ、○那鷄句鳩ニ詳クあり、若
 ハ此實ノの熟シて和シり、と、和シくと云フ、其レを魚肉ト云フ、轉シたり、○居氣
 辭被惠禰ハ、幾許ニ、押シねシる、と、幾許ニ延佳ガ記ノ旁注ニ記ス、押シて礼ヲ、礼運ニ、
 押豚ニ、同少儀ニ、聶ニ而切テ之ヲ為シ膾ト、とあり、を記傳ニ引キ、又ニ從テ、押シて折ヲ、云フ、○宇
 破奈利餓ハ、後妻ノ之カあり、和名抄ニ、後妻ノ和名宇波奈利、新撰字鏡ニ嫌ヲをヨ、捨
 垣ニ集ル、此ノをヨり、みル、一日ニをヨり、つクのヲを、云フ、うラひテ云フ、舒
 明紀ニ、嫉ヲ字ヲを、ウハナリとよめシ、後妻ハ前妻ヲ嫉ム、妬ム、此ノ深ク也、ふカ、
 るヲ稱ス、負ケけル、攝津國有間郡湯本ニ、ウハナリ子ト云フ、り、妬湯ト書キ、羅山
 文集ニと、妬湯此湯善治瘡ト記ス、妬ノ字ニて其意ヲ搜ルべシ、近代ニ東

目に嫌打と云るなり、其を前妻の家より、二三十人或ハ五六十人も、婦人老若
 をとむ、手毎に研槌又も捧を、携へ、後妻の嫁たる家と、打破す、是
 後妻を打ち、嫉とハ却て後妻より社、云、思ほゆれど、嫉妬を中々、前
 妻の方深るるふや、然ど如此称の遺きと、此件の考證と、是に足なり、○那
 居波佐磨ハ、上におち、○伊智佐介幾未迺ハ、記傳に田中道麻呂ガ、近江にて
 千サカキヤ云、木乃、尾張あてシラシヤケ、美濃ふてビシヤカキと云り、黒少
 實の多く、ち、ゆ、序、おけり、と云る、○於朋鷄、白鳩、多々、く、
 て、大に通、云、○居氣、懐、被、惠、祿、上に見、色、と、一首の意、兄、猥、官軍を
 鳴の群、の如く、悔り、羅を張、如き、梟、魁、みづ、う、其、羅、離、り、其
 肉を、兄、猥、ガ、前後、妻、と、切、て、多、に、投、與、む、と、詠、へ、○來、目、歌、を、記、大
 伴連等之祖、道臣命、久米直等之祖、大久米命、二人、召、兄、宇、迦、斯、罵、詈、云、々、と、あり、
 此時、大久米、命、の、軍、功、甚、ト、あり、此、御、歌、を、も、來、目、歌、と、ハ、傳、り、然、大
 嘗、祭、式、及、續、紀、三、代、實、録、等、に、久、米、舞、て、事、往、々、見、色、て、伴、佐、伯、兩、氏、の、奏、と、記
 せ、儀、式、大、嘗、會、儀、に、伴、佐、伯、兩、氏、率、舞、人、入、自、儀、鸞、門、左、伴、氏、右、佐、伯、氏、就、中、庭、
 床、子、奏、久、米、舞、職、員、令、雅、樂、寮、集、解、に、久、米、儂、大、伴、彈、琴、佐、伯、持、刀、儂、即、斬、蜘蛛、唯
 今、琴、取、二、人、儂、人、八、人、大、伴、佐、伯、不、別、也、と、あり、今、歌、と、舞、も、傳、る、と、ぞ、よ、
 大、嘗、會、式、具、釋、に、見、色、り、古、樂、の、世、に、廢、る、ハ、惜、む、べ、し、に、あ、む、
 や、○樂、府、を、雅、樂、寮、を、云、文、選、兩、都、賦、の、序、に、興、樂、府、協、律、之、事、と、あり、張、銑、ガ

聚樂之所と注せり、此樂府を舊讀トヨノアカリと訓、豊明、久米舞を奏、
 不ハあきど、和名抄、雅樂寮を、宇多末比乃豆加佐と、注、に、從、ひ、了、改、つ、○
 手量大小云々、手量ハ手拍子を云、隼人式、拍手二人、あ、見、ゆ、○音聲巨細、
 倭姬世記、終夜宴樂舞詠、音乃巨細大小長短云々、○古之遺式也、と、樂府に
 て來目歌にハ、手拍子に大小あり、謠、聲
 くと大小あり、古、此、儘、を、傳、り、ヤ、カ

是後、天皇、欲省吉野之地、乃從菟
 田、穿邑、親率輕兵、巡幸焉、至吉野、
 時、有人、出自井、中光、而有尾、天皇
 問之、曰、汝、何人、對曰、臣、是國神、名
 爲井光、此則吉野、首等、始祖也、更
 少進、亦有尾、而披磐石、而出者、天

○日本紀標注卷之五

○十七

吉野連條、天皇
 皇行幸吉野、到
 神瀨遺人、汲水、
 使者還、曰有井
 光女召問之、汝
 誰人、答曰臣是
 自天降來、白雲
 別神之女也、名
 曰豐御富、天皇
 即名水光姬、今
 吉野連所祭水
 光神是也、大和
 志、同郡碓村、井光宅趾、
 記せり、○吉野首、原本首、下部字あり、例によ
 りて等、改つ、下ねを、天武十二年、紀、吉野首、賜姓曰連、○披磐石、磐石の
 間より、出來、ふるべし、○國撰、姓氏錄、國撰、出自石穗押別神也、神武天皇
 行幸吉野、時川上有遊人、于時天皇御覽、即入穴、須臾、又出遊、竊窺之、喚問、答曰石
 穗押別神子也、爾時詔賜國撰名、云々、氏人、續紀三十一、國撰、小國と云、人の
 外、史に見、色、今吉野川、上、傍、七村、を、を、國撰、莊と云、り、往昔、え、クニ

皇問之曰、汝何人對曰、臣是磐排
 別之子、排、別、此、則、吉野國撰
 等、始祖也、及、緣、水、西、行、亦、有、作、梁
 取魚者、梁、此、云、天皇問之對曰、臣
 是苞苴擔之子、苴、擔、此、則
 阿太養鷗等、始祖也

スと云々、夫木集一に、ほつ川、吉野のくみ、いつりも、仕へ、ぎ、つ、春
 此、ト、め、に、万葉十、國、撰、等、之、春、菜、將、採、と、あ、り、國、撰、等、之、と、四、言、よ、う、え、る
 先、非、なり、○作、梁、万葉三、に、梁、者、不、打、而、不、取、香、間、將、有、と、あ、り、如、く、梁、以、て、魚、捕
 る、を、を、惣、て、打、と、云、り、○取、魚、和、名、抄、に、漁、捕、魚、須、奈、度、利、和、訓、菜、と、筭、魚、捕、也、と
 云、り、○苞、苴、擔、記、に、贊、持、と、作、り、和、名、抄、に、苞、苴、裏、魚、肉、也、日、本、紀、私、記、云、於、保
 近、倍、俗、云、阿、良、萬、岐、と、注、を、り、是、を、オ、ホ、ニ、へ、と、云、り、は、仁、德、紀、に、海、人、が、貢、り、
 鮮、魚、之、苞、苴、の、訓、に、去、る、あ、れ、其、餘、ハ、苞、苴、と、よ、む、べし、即、新、饗、比、畧、あり、大、和、志
 宇、智、郡、阿、陀、村、に、苞、苴、擔、の、宅、趾、あり、と、記、せ、り、○阿、太、養、鷗、和、名、抄、に、大、和、國、宇
 智、郡、鄉、名、阿、陀、式、に、同、郡、阿、陀、比、賣、神、社、今、阿、陀
 村、あり、万、葉、十、一、に、安、太、人、乃、八、名、打、度、瀨、速
 ○九月名義考、
 九月、甲子朔戊辰、天皇陟彼菟田、

先、夜、長、月、の、略
 と、云、万、葉、考、
 ハ、稻、蒚、月、の、略
 と、云、記、傳、又、稻
 熟、月、と、云、り、惣
 て、册、が、た、り、○

高倉山之巔、瞻望域中、時國見岳
 上、則有八十梟帥、多、禁、屢、又、於
 女坂、置女軍、男坂、置男軍、墨坂、置

戊辰五日 高倉山大和志、在宇陀郡守道村、西と記せり。○域中、原本城中、不作まじ、舊事紀に據りて改む。○国見岳、大和志に、在宇陀郡伊賀見村上方。○八十梟帥の、八十を數多の義にて、夕ケルを、新撰字鏡に、誇とよみ、記に、建をよみ、健の省文あり、文選答蕪武書

燎炭、其女坂、男坂、墨坂之號、由此而起也。復有兄磯城軍、布滿於磐余邑。賊虜所據、皆是要害之地。故道路絕塞、無處可通。天皇惡之、是夜自祈而寢、夢有天神訓之。曰、宜取天香山社中土。香山、此云、以造天平倉八十枚。平倉、此云、造嚴倉而敬祭天神地祇。嚴倉、此亦爲嚴咒詛、如此則虜自平伏。

み、滅跡掃塵、斬嚴。其梟帥劉良が途能加辭離。怡。謂賊之勇將也、と注せり。○女坂大和志に、在宇陀郡宮奥村、西と記せり。○女軍ハ、弱兵あり。○男坂大和志に、在宇陀郡半坂村、西。○男軍ハ、強兵を云。○墨坂大和志に、在宇陀郡萩原村、西。○燎炭ハ、炭火を熾して、敵路を断あり。字書に、燎、火赤貌と注せり。扱、燎炭以上を、賊等が爲る處あり。○滿ハ、下は屯聚居を怡波、赤と注せり。滿つるの古言あり。○磐余ハ、十市郡の地名あり。余をレみよるハ、余の畧。○要害、新撰字鏡に、陂、郭也。阪也。險也。奴、万と注せり。要害ハ、我に要ありて、敵に害あり。漢書西南夷傳の注に、見を。○天香山社、式に、大和国十市郡、天香山、坐櫛真命神社。○天平倉の天ハ、尊之云。又天上の物と擬。云、和名抄に、倉、瓦器也。辨色立成云。比良加、新撰字鏡に、碓又鏡をよみ、大嘗祭式に、比良加三十口、ち、見を。即、平箭にて、器物をカともケと云。○八十枚、記に、八十毘羅訶と云。八十とよみ。○嚴倉ハ、字乃如し、下に名其所置む。○萬葉七、近江之海湖者、八十とあり。○嚴倉ハ、字乃如し、下に名其所置。○嚴倉爲嚴倉云々、神に進る器也。嚴某と云、例あり。○咒詛、下に如水沫而有。所咒著也とあり、後世祈禱家の咒法に、加持し、此咒詛を誤り。○倭国ハ、大和国あり。此倭字。

天皇祇承夢訓、依以將行、時弟猶

を我回号とせ
ハ支那人の
業にて、彼土
て、史にハ前漢
書に見、初め、次
ふ魏志、書繼
て後、往々絶
む、唐に至りて始
て、日本と書出
る、其後、
又倭と書く、
ガを、見、
然書出、由
を、思ふ
に、山海經、蓋
國、在、鉅燕、南、倭
北、倭、屬、燕、と、
る、倭、ハ、後漢書

又奏曰、倭國、磯城邑有磯城八十
梟帥、又高尾張邑、
銅八十梟帥、此類皆欲與天皇、距
戰、臣竊為天皇憂之、宜今當取天
香山、填以造天、平瓮而祭天社國
社之神、然後擊虜、則易除也、天皇
既以夢辭、為吉兆、及聞弟猾之言、
益喜於懷、乃推根津彦、著弊衣服、
及蓑笠、為老人貌、又使弟猾、被箕

光武紀、倭奴
國と云、を略
と、ふて、其起
るところハ、我
蝦夷を倭奴と
訛り、略倭との
も書て、遂に皇國の惣名に云廣、
字の和訓、及釋日本紀、及纂疏、神皇正統紀等、
も、然、又天明四年三月廿三日、筑前國那珂郡、
王と刻、た、黄金、印の方曲尺ハ分弱、厚二分五厘、
と、好古日録に、倭奴國と稱、
記せる、當時の事實を、
字、れ、惡と云、に、心著、
と、同十九年三月、又大倭國、復、後、遂、大和、改、
國の、を、云、處、稍習、夏音、惡、倭、名、更號、日本、
ハ、蝦夷地、より、入、來、け、む、大、方、地、續、を、
鞆國の、里、程、を、記、せ、り、磯城、ハ、大、和、國、の、郡、名、
葛城の、古、名、あり、赤銅、を、賊、徒、の、字、あり、支、那、國、
白、波、黃、巾、等、の、名、あり、

為老嫗貌、而勅之曰、宜汝二人、到
天香山、潛取其巔土、而可來旋矣、
基業成否、當以汝為占、努力慎焉

天社因社の上ふ天神地祇とあるふおふト○兆をウラハヒとよめるハト多
ひにて、業をい味けひの例あり○老人、和名抄ふ、翁、老人也、和名於岐奈、老嫗ハ
同書ふ、嫗、老女之稱也、和名於無奈と注せり○汝ハ汝等あり、儀式大難儀ふ、佐
渡與里乎知能所乎、奈牟多知疫鬼之住加登、定賜比云々○努力ハ、万葉に勤謹
等をより、必と制しとる詞あり、古今ふあひくえ、
まにを思ふ、むりさき此、根ざりの衣、色に出あせ

○大醜の大ハ、
歎息の詞にて、
醜と見惡なり、
万葉三、痛醜、
賢良乎為跡、酒
不飲、人乎熟見
者、猿二鴨似遊
仙窟ふ、為醜拙
○甚、肥後風土
記、大足彦天
皇、誅球磨噲、
云々勅曰、所獻
則相與闢道、使行、二人得至其山、
曰、大醜乎、
言訖、徑去、時羣虜見二人、大咲之、
者、行路自通、如不能者、賊必防禦、
津彦、乃祈之、曰、我皇當能定此國、
是時、虜兵滿路、難以往還、時推根
カヨフコト
ヨク
ヲサマ
フセガハ
オキナ
オミナト云テ

之魚此為何魚、
朝勝見奏申、未
解其名、止似鱒
魚耳、歷御覽曰、
俗見多物、即云
余陪佐余、今所
獻魚甚此多有、
可謂余陪魚云
々、按御覽曰、下
不落字、有り、試
に云、を贅多也
と云、意、や○
手扶、和名抄に、
鱒、角、錐、和名、玖
之利、新撰字鏡
と、剗削也、挑也、
割也、久自利惠
留、夫木集二十
成、
取土來歸、於是天皇甚悅、乃以此、
填造、作八十平瓮、天手扶、八十枚、
多衢、餌、離、嚴、瓮、而、陟、于、丹、生、川、上、
用祭天神地祇、則於彼菟田川之、
朝原、譬、如、水、沫、而、有、所、咒、著、也、天
皇、又、因、祈、之、曰、吾、今、當、以、八、十、平
瓮、無、水、造、飴、飴、成、則、吾、必、不、假、鋒
之、威、坐、平、天、下、乃、造、飴、飴、即、自

三、淀川や、やらしらの嶋に住千鳥、ちりみてをどろ、羽狭くト多しむ、扶と八窪
 とを作る扶あさば、手して内を凹し、土器を云、たり○丹生川上、式又大和
 国宇陀郡、丹生神社とありて、其地を今兩師村と云、此處より宇陀川まで、九十
 町許隔り、昔ハ丹生川と云々、然に此丹生を、吉野郡なる丹生川上、神社
 の地と、説くも、甚しは誤にて、彼地を宇陀郡兩師村より、甚遠き山中あり、
 此條此事實を叶え、○菟田川ハ、宇陀郡を流る川にて、一名萩原川とも云、
 由、大和志に見え、○朝原ハ、丹生神社の邊の、古き地名の尋ぬべし、是ハ朝
 原とよむ、万葉十一に、葎原之下草、又三苑原、又室原、乃毛、桃、同六、又味原宮
 ふとあり、今丹生神社に隣て、麻生田と云村名あり、後考のよき驚く、おく
 然、今定、たとければ、姑、舊讀に従ふ○水沫、八洲起原、條、潮沫水沫とあり、ハ
 おのづから、然しむべし、語勢ふるを、此處を三ナワとよむべし、水沫の切み、
 万葉五、水沫奈須、微命貫之集、三吉野のよ、野の川此、あり、ろみえ、滝の
 ふとぞ、おちつりける○咒著ハ、上に嚴咒とあり、○無水造館の、館をアメふるを、タカ子と
 て水沫を碎、如く、打殺、後をむとあり○無水造館の、館をアメふるを、タカ子と
 よえ、る、館の古名ふるべし、水ふる
 して製る、御祈ふるをふる、館
 ○驗、鴨、文選、吳
 都賦、又、沂、洞、順
 又、祈、之、曰、吾、今、當、以、嚴、覓、沉、于、丹

流、驗、鴨、沈、浮、劉
 淵、林、が、魚、在、水
 中、群、出、口、貌、と
 注、せ、ま、バ、字、義
 明、あ、け、ど、訓
 義、も、清、濁、と、知
 げ、こ、仲、哀、紀
 以、魚、至、于、六、月
 常、傾、浮、如、醉、と
 も、り、蜻、蛉、日
 記、た、手、を
 か、き、お、も、て、
 り、あ、さ、り、
 人、の、あ、さ、り、
 や、う、に、す、れ、を、
 と、あ、さ、り、此、驗
 鴨、又、當、り、
 も、聞、こ、い、記、の

生、之、川、如、魚、無、大、小、悉、醉、而、流、譬
 猶、披、葉、之、浮、流、者、披、此、云、吾、心、能、
 定、此、國、如、其、不、爾、終、無、所、成、乃、沉、
 覓、於、川、其、口、向、下、頃、魚、皆、浮、出、隨、
 水、驗、鴨、時、椎、根、津、彦、見、而、奏、之、天、
 皇、大、喜、乃、拔、取、丹、生、川、上、之、五、百、
 箇、真、坂、樹、以、祭、諸、神、自、此、始、有、嚴、
 覓、之、置、也、時、勅、道、臣、命、今、以、高、皇、
 產、靈、尊、朕、親、作、顯、齋、
 圖、詩、怡、破、毗、

○日本紀標注卷之五

○二十

中卷に聞高往
 鷓之音始為阿
 藝登比とある
 〇嚴倉之置ハ、
 獻供の法式を
 云り其由次に
 注〇頭齋の頭
 ハ、眼前ふとの
 一て、隠まなき
 意あり、齋も身を潔め心ヲ清めて、厚神に仕奉るを齋と云て、ハヒハ幸ハヒ、服
 ハヒのハヒあり、扱高皇産靈尊を、祭拜まじりめ、其式を定、
 主ハ神代紀、經津主神を、齋主神とも齋之大人とと、申し處、注〇嚴媛の
 嚴も、上は稜威をよみて、神の御徳比およなきを、冠らし呼、抑婦人を以て
 親く神に近づけ奉るを皇国の古風にて、天照大御神も、御親新嘗の祭を修し
 降、ハ御代々々齋宮齋院を置、神祇官に祭る二十三座の神と、御
 巫を属させ、其外諸社に巫女、或ハ女祝を附、往々史に見色たるを以て、
 此條の古傳を推、此時軍中婦人あり、ゆゑ、道臣命は仮に、婦人の名を

用汝為齋主、授以嚴媛之號而名
 其所置埴瓮、為嚴倉、又火名、為嚴
 香來雷、水名、為嚴罔象女
 破、粮名、為嚴稻魂女
 迷、薪名、為嚴山雷、草名、為嚴野推

授、ハ見、御靈に近づくと、巫女女祢豆等の關、故實を知るべし、古歌
 神に宮人とあるを、御巫の類あり、我、唯神に仕、る人を祢りと思ふ、
 實を并、ざるなり、支那國に、古來巫と云、物たり、其巫字、借て書け、
 大違へり、彼に云、巫も、我東國にて、市子と云、ものに、お、よ、
 の、所置ハ嚴倉之置と同義にて、御酒御饌毛物、御幣帛を供進るを、置
 とも云り、式の遷却、崇神詞、凡物ハ置所、足、同道饗祭詞に、横山之如、
 足、と、ら、を其所、差置とやう、見むハ、理、是ハ物を神に進る古言に
 て、万葉三、佐保過而、寧樂乃手祭爾、置幣者云々、同二十に、阿米都之乃、
 奴佐於伎、伊波比都、多、多、多、是ハ祭奠、主要の語あるを、思ふ、
 ともハ口を、埴瓮、土を埴て、祭器を作、て、釋紀に、祭神之土器之惣名
 也と云るが如し、〇香來雷ハ神代紀に、生火神軻遇突智と、
 の御名に借りて呼、た、〇罔象女上、准て、あるべし、〇粮、次、
 と、り、推古紀に、皇太子視之、與、飲、食、と、り、舊讀クラヒ、
 〇稻魂女、神代紀に、倉稻魂、此云、宇介能美拖磨、とありて、女神と、
 此神名にて記、見、色、と、
 神代紀新嘗條、使、山、雷、者、採、
 〇國見、丘、大、
 和志、國見、嶽、
 冬、十月、癸巳朔、天皇嘗其嚴倉之

在宇陀郡伊賀見村上方跨勢伊二州山勢最高脊○是役也、紀に由新羅、役以不得葬万葉十六、課役徵者云々、役を音訓を兼り、崇神紀、始技人氏更科調役、仮名を新撰字鏡に、疾を衣也三と注し、和名抄に、疾をよめり、人毎に役を課つる如きの病ふ

在宇陀郡伊賀見村上方跨勢
伊二州山勢最高脊○是役也、
紀に由新羅、役以不得葬万葉
十六、課役徵者云々、役を音
訓を兼り、崇神紀、始技人氏更
科調役、仮名を新撰字鏡に、疾を
衣也三と注し、和名抄に、疾をよ
めり、人毎に役を課つる如きの病
ふ

糧、勒兵而出、先擊八十梟帥、於國
見、兵破斬之、是役也、天皇志存必
克、乃為御謠之曰、伽牟伽筮能、伊
齊能、于彌能、於費異之珥夜、異波
臂茂等倍屢之多、儂彌能之多、儂
彌能、阿誤豫、阿誤豫之多、太彌能、
異波比茂等倍離、于智底之夜、莽
務、于智底之夜、莽務、謠意以大石
喻其國見、兵也

をむをり、○伽牟伽筮能ハ、神風之ふて、息と係る枕詞なり、○伊齊能于彌能ハ、伊勢海之ふり、垂仁紀に、神風伊勢國、則常世之浪、重浪歸國也、○於費異之珥夜ハ、大石の約をみて、夜をヨに通ふ詞あり、記に意斐志子作れは、異ハ行あり、○異波臂茂等倍屢の、異ハ發語にて、這廻るなり、万葉三は、鶉成伊波比毛等保理、新撰字鏡に、縁毛止保利、越轉也、毛止保留と注し、是ハ石に著し、小螺比、廻て這渡り、状を云、○之多儂彌能ハ、和名抄に、小贏子、貌似甲贏而細小、口有白玉蓋者也、漢語抄云、之太々美と、如く、小螺あり、○之多儂彌能ハ、歌ふ調に打返したるふて、衍文ハ、ハ、此能ふ如きと含めてよむべし、○阿誤豫ハ、次に伊莽儂而毛、阿誤豫とある處に注すべし、打返したる意ハ、上よれをド、于智底之夜、莽務ハ、擊而將止み、之ハ助辞あり、扱も、トめ、伊勢の海とよみ起し、一は、唯おとけ、出と、儘み、彼國に意を、一首此意も、國見兵に集る賊ども、大石は細螺の匍匐廻る如くあれ、今撃て此役を止むや、
○黨ハ友屬にて、親族家族の、カラふれ、
ト○忍坂邑も、大和国城上郡
ふて、式に忍坂

既而餘黨猶繁其情難測、乃顧勅
道臣、命汝宜帥大來目部、作大室
於忍坂邑、盛設宴饗、誘虜而取之、

山口神社あり、此地を皇極紀に押坂ふ作す、志に同郡忍坂村も阿比多、歌に於佐箇とあり、忍坂とよむべし。○宴饗を、御酒を賜て、其を饗飲て、顔の赤らむを云、ば宴饗字よく當まを、中古以來新嘗祭此後、行を、を主と云、○誘ハ招づるの轉らと思

道臣、命於是奉密旨、掘窞於忍坂、而選我猛卒、與虜雜居、陰期之曰、酒酣之後、吾則起歌、汝等聞吾歌聲、則一時刺虜已、而坐定酒行、虜不知我之有陰謀、任情徑醉、時道臣命、乃起而歌之曰、於佐箇迺、於朋務露夜珥、比苦瑳破而、異離烏利、苦毛、比苦瑳破而、枳伊離烏利、苦毛、彌都志、俱梅能固邏、餓

ひ、うど嗚呼、釣、あ、塵、添、塩、囊抄、ふ、ス、カ、ス、心、坎、と、云、り、神、功、紀、と、信、其、誘、言、源、氏、タ、霧、に、は、を、み、此、ふ、し、の、け、

者、其、頭、推、劍、一、時、殺、虜、虜、無、復、噍、類、勾、騫、都、都、伊、異、志、都、都、伊、毛、智、于、智、豆、之、夜、莽、發、時、我、卒、聞、歌、俱、技

記なく、を、お、づ、む、此、心、こ、て、濱、松、物、語、よ、ま、あ、こ、に、入、り、て、姫、君、の、そ、を、し、を、お、げ、聞、ゆ、云、々、此、仮、名、未、定、ら、ざ、れ、ど、繼、體、紀、に、誘、と、り、き、む、和、行、の、ヲ、ふ、定、つ、○、密、旨、ハ、次、に、陰、謀、と、り、を、云、○、窞、ハ、字、書、に、地、室、也、と、注、せ、り、○、酒、酣、字、書、に、酣、飲、酒、未、既、也、と、り、如、く、既、終、近、あ、む、と、時、を、云、了、關、字、を、よ、し、日、の、た、け、ち、と、斜、ある、頃、あり、然、バ、酣、ハ、長、延、み、て、延、て、義、ハ、記、の、標、注、に、注、し、つ、○、於、佐、箇、迺、ハ、忍、坂、之、を、○、於、朋、務、露、夜、珥、ハ、於、大、室、屋、あり、○、比、苦、瑳、破、而、ハ、人、多、ふ、ち、り、○、異、離、烏、利、苦、毛、ハ、雖、入、居、あり、○、比、苦、瑳、破、而、上、に、お、あ、ト、○、枳、伊、離、烏、利、苦、毛、ハ、雖、來、入、居、あり、○、弥、都、志、ハ、才、々、あり、大、來、目、命、を、賞、と、り、詞、○、俱、梅、能、固、邏、餓、ハ、來、目、子、等、に、て、來、目、部、を、廣、指、せ、り、○、勾、騫、都、都、伊、ハ、頭、槌、に、了、神、代、紀、に、注、せ、り、此、槌、を、都、々、伊、と、云、ハ、歌、ふ、調、の、儘、を、記、せ、り、あり

○吳志都都伊毛智ハ、石槌持ふて、都々伊ハ上ふあゆ、扱上代の槌を、頭ハ石
ふて傳、たる哉谷川氏見とりと、記傳に記せり○于智豆之夜莽務ハ、上ふおま
ト○噍類漢書高帝紀ハ襄城無噍類と有
る注ハ如淳曰、無復有活而噍食者とあり

○伊莽波豫ハ、
今者ふて豫を
次を呼出毛辞
あり○伊莽波
豫上におまト、
如此打返しと
るは歌ハ調の
ゆ、を記せり
ふ里○阿阿時
夜鳩、釋紀に私
記曰、阿阿、咲聲
也、時夜鳩、猶言
乎加志、年治按
阿阿も、歎息

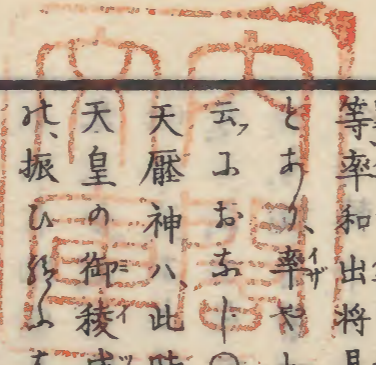
皇軍大悦、仰天而咲、因歌之曰、伊
莽波豫、伊莽波豫、阿阿時夜鳩、伊
莽儂而毛、阿誤豫、伊莽儂而毛、阿
誤豫、今來目部歌而後大哂、是其
緣也、又歌之曰、愛瀾詩烏、毗儂利、
毛毛那比苔比苔破易陪迺毛多
牟伽毗毛勢儒、此皆承密旨而歌

の辞にて、此を
ハ笑、べきと
り、聲を發し、
たり、時夜鳩ハ、
阿々不附、たる
助辞ふて、意ふ
を乎加志と
云、ハ非なり
む○伊莽儂而
毛今ふて儂
而毛ハ、スラと云、ふおまトき助辞なり、皇極紀に、古佐屢渠梅野俱渠梅多你母
とあり、原本儂を懐誤り、○阿誤豫ハ、記ハ阿阿志夜胡志夜とあり、此紀
ハハ略傳し、にて、嗚呼、あちよあり、こちとハ分明あり、ぬ意にて、源氏初音、
あちく、ハ、は、ま、つ、に、あ、ひ、ひ、ひ、て、と、あ、ち、は、な、り、其、を、梟、帥、ら、が、愚、ち、う、ち、
た、ふ、ふ、て、豫、を、ヤ、通、ひ、云、抑、る、處、置、く、辞、あり、是、を、吾、兒、よ、と、云、説、ハ、用、む、○
伊莽儂而毛、阿誤豫、上に同ト打返し、ハ、義、と、上、ふ、お、ま、ト、○來、目、部、歌、而、云、々、
接、又、久、米、舞、ハ、此、歌、を、言、ひ、て、後、に、笑、ひ、お、ま、ト、今、ハ、傳、を、ハ、○愛、瀾、詩、烏、ハ、夷
を、ふ、て、梟、帥、ら、が、撒、飛、る、鰐、の、ご、と、く、な、れ、む、鰐、人、と、云、里、鰐、の、本、語、ハ、エ、ミ、に、て

之、非敢自專者也、時天皇曰、戰勝
而無驕者、良將之行也、今魁賊已
滅、而同惡者、匈匈、十數羣、其情不
可知、如何、久居一處、無以制變、乃
徙營於別處

エヒをくぬを知るべし、又人をシとよんは神代紀、齋之大人に注しつ〇毗
儀利ハ、一人あり〇毛毛那比昔ハ、百之人〇比昔破易陪迺毛え、人者雖言あり
〇多牟伽毗毛勢儒ハ、手向も不為にて、一首の意ハ、夷らぐ一人を、官軍の百人
又對と人を云、どと、手向ふ母のありやぞ〇自專、繼體紀に專行賞罰、孝徳紀に
專由、營墓猶安閑紀用明紀等にと例あり、和名抄に日本紀云、專領二字、讀太字
女、今按專訓也、太守女者、毛波良之古語也、とありて明けし、但、太守女ハ專の
轉よて、景行紀に專領東国とあり、早より轉、トたり〇戰勝而無驕云々、甚善き
御言舉よて言轉く支那人も、如此うるを、語をバ未云、さよま〇句々、呂氏
春秋に、其音句々、注に驚動とあり、漢書高祖紀に、天下句々、注に
謹議聲とあり、舊讀イヒヲハリツ、と訓るを非なり、今改む

〇十有一月ハ、
霜月あり〇己
巳七日〇磯城
彦ハ、大和国の
郡名よ、よりた
る名にて兄磯
城弟磯城を、惣
云り〇怡井過
之時、鳥到其營而鳴之、曰、天神子
召汝、怡井過、怡井過、兄磯城念之
將攻磯城、彦先遣使者、徵兄磯城
兄磯城不承命、更遣頭八咫鳥、召
之時、鳥到其營而鳴之、曰、天神子



尤誘ふよて、万
葉十三よ、少子
等、率和出將見
とあり、率、ヤ
云、ふおふ、ト
天、雁神ハ、此時
天皇の御孫威
比、振ひ、つ、て
物を以て押潰、
かぶや、と、懼
きて、如此称、奉
る、に、や、惡、鳴
耶、下、細字、又、雁
者、飲、蕩、と、り、る
を、集、解、よ、私、記、
換、入、と、して、刪
まり、實、に、此、紀
の、跡、裁、し、違、ふ
羅、此、云、毗、
者、歎、即、作、葉、盤、八、枝、盛、食、饗、之、
弟、磯、城、慄、然、改、容、曰、臣、聞、天、雁、神
曰、天、神、子、召、汝、怡、井、過、怡、井、過、時
鳥、即、避、去、次、到、弟、磯、城、宅、而、鳴、之、
何、鳥、若、此、惡、鳴、耶、乃、彎、弓、射、之、
曰、聞、天、雁、神、至、而、吾、為、慨、憤、時、奈
召、汝、怡、井、過、怡、井、過、兄、磯、城、念、之
將、攻、磯、城、彦、先、遣、使、者、徵、兄、磯、城
兄、磯、城、不、承、命、更、遣、頭、八、咫、鳥、召
之、時、鳥、到、其、營、而、鳴、之、曰、天、神、子
曰、天、神、子、召、汝、怡、井、過、怡、井、過、時
鳥、即、避、去、次、到、弟、磯、城、宅、而、鳴、之、
何、鳥、若、此、惡、鳴、耶、乃、彎、弓、射、之、
曰、聞、天、雁、神、至、而、吾、為、慨、憤、時、奈
召、汝、怡、井、過、怡、井、過、兄、磯、城、念、之
將、攻、磯、城、彦、先、遣、使、者、徵、兄、磯、城
兄、磯、城、不、承、命、更、遣、頭、八、咫、鳥、召
之、時、鳥、到、其、營、而、鳴、之、曰、天、神、子
曰、天、神、子、召、汝、怡、井、過、怡、井、過、時
鳥、即、避、去、次、到、弟、磯、城、宅、而、鳴、之、
何、鳥、若、此、惡、鳴、耶、乃、彎、弓、射、之、
曰、聞、天、雁、神、至、而、吾、為、慨、憤、時、奈
召、汝、怡、井、過、怡、井、過、兄、磯、城、念、之
將、攻、磯、城、彦、先、遣、使、者、徵、兄、磯、城
兄、磯、城、不、承、命、更、遣、頭、八、咫、鳥、召
之、時、鳥、到、其、營、而、鳴、之、曰、天、神、子

のしあらず、葛を仮名に遣ひ、例もあらず、秘文、集解に從ひて削つ、〇彎弓、雄略紀に、彎弓、驟馬とあり、新撰字鏡に、擬、設、況、也、宛當也、万加奈不と注し、記の上巻に、令、占、合、麻迦那波、あど併考、ろ、マカナク、を、第一、位、轉、ト、ナフの辞を添、た、ふ、て、設、あ、ふ、あり、〇、慄、然、の、慄、を、原、本、慄、に、作、り、今、通、證、し、從、ひ、て、改、む、慄、ハ、字、書、に、恐、懼、也、と、注、せ、り、〇、葉、盤、和、名、抄、に、葉、手、を、よ、み、記、の、中、卷、に、

吾兄、兄、磯城、聞、天、神、子、來、則、聚、八
 十、梟、帥、具、兵、甲、將、與、決、戰、可、早、圖
 之、天、皇、乃、會、諸、將、問、之、曰、今、兄、磯
 城、果、有、逆、賊、之、意、召、亦、不、來、爲、之
 奈、何、諸、將、曰、兄、磯、城、黠、賊、也、宜、先
 遣、弟、磯、城、曉、諭、之、并、說、兄、倉、下、弟
 倉、下、如、遂、不、歸、順、然、後、舉、兵、臨、之、
 亦、未、晚、也、
オウカラジト申キ 倉下、此云

箸、及、比、羅、傳、作、云々、外、宮、儀、式、帳、に、御、枚、手、五、十、六、枚、云々、湯、貴、進、御、枚、手、合、千、二、百、六、十、枚、按、に、葉、盤、を、和、名、抄、に、久、保、天、と、注、せ、れ、バ、形、平、あ、る、を、ヒ、ラ、デ、と、云、て、字、ハ、何、き、杖、と、通、し、書、々、む、大、嘗、祭、式、に、覆、以、笠、形、葉、盤、古、法、に、比、良、豆、似、笠、形、と、あ、る、を、見、る、べ、し、葉、字、を、書、々、む、釋、紀、に、葉、盤、榭、葉、余、盛、物、也、と、り、り、〇、兄、倉、下、河、内、志、に、交、野、郡、に、倉、治、村、あ、り、此、地、に、り、り、た、る、名、り、

〇、儵、忽、漢、書、揚、雄、傳、に、電、儵、忽、於、牆、藩、師、古、ク、電、光、也、と、注、し、文、選、東、都、賦、に、指、顧、儵、忽、李、善、カ、疾、也、と、注、せ、り、同、射、雉、賦、に、擦、雌、妬、異、儵、來、忽、往、六、韜、と、儵、然、而、往、忽、然、而、來、と、あ、る、バ、

乃、使、弟、磯、城、開、示、利、害、而、兄、磯、城、
 等、猶、守、愚、謀、不、肯、承、伏、時、推、根、津、
 彦、計、之、曰、今、者、宜、先、遣、我、女、軍、出、
 自、忍、坂、道、虜、見、之、必、盡、銳、而、赴、吾、
 則、駟、馳、勁、卒、直、指、墨、坂、取、菟、田、川、
 水、以、灌、其、炭、火、儵、忽、之、間、出、其、不、

タチマチとよみて、あまのべきを、アカラサマニ、と訓るハ、通證、明狹間也。言日光過隙之急也、と云、ハ、莊子、人生一世間、如白駒過隙、と云、又思、奇、とる説にて、我古意、より、今按、又足、輕、状、の、略、ふ、た、り、ト、久、後、拾、遺、集、に、山、里、ふ、あ、か、ら、さ、ゆ、ま、の、ま、て、付、く、る、云

意、則、破、之、必、也、
女、軍、以、臨、之、虜、謂、大、兵、已、至、畢、力、
相、待、先、是、皇、軍、攻、必、取、戰、必、勝、而、
介、冑、之、士、不、無、疲、弊、故、聊、為、御、謠、
以、慰、將、卒、之、心、焉、謠、曰、哆、哆、奈、梅、
豆、伊、那、嗟、能、椰、摩、能、虛、能、莽、由、毛、
易、喻、者、摩、毛、羅、毗、多、多、介、陪、磨、和、
例、破、椰、隈、怒、之、摩、途、等、利、宇、介、譬、
餓、等、茂、伊、莽、輪、開、珥、虛、禰、果、以、男、

々、此語を速かふ
了意として、雄
略紀、取急を
よと、白氏文集

軍、越、墨、坂、從、後、夾、擊、破、之、斬、其、梟、
帥、兄、磯、城、等、

二十四、偷間をよめり、又今昔物語十四、及類聚名義抄等、白地をよめり、ハ、其儘と云、意あり、○哆哆奈梅豆ハ、檜並而ふて、射と係る枕詞、○伊那嗟能椰摩能、大和国宇陀郡山路村に在り、一名山路嶽と云、○虚能莽由毛ハ、從木間も在り、○易喻者摩毛羅毗の、易ハ發語にて、行守の延語、○多多介陪磨ハ、戰者ふる、○和例破椰隈怒、我者にて、椰を歎息の辞あり、隈怒ハ疲勞の古語にて、介冑之士、不無疲弊とあり、を指、扱物食をぬを、飢と云、も、勞より出、詞にて、遂に宇恵と云、ハ、餓るるに限り、やうなり、出雲風土記、御杖衛立而、意、惠、詔、と、何、る、を、思、へ、バ、勞、う、杖、を、ウ、エ、と、も、オ、エ、と、と、云、一、く、○之、摩、途、等、利、ハ、嶋津鳥にて、鶺鴒に係る枕詞、○宇介譬餓等茂ハ、養鷗が徒ふて、上、阿、太、養、鷗、と、あり、を、指、給、へ、る、○伊、莽、輪、開、珥、虚、禰、ハ、今、按、又、來、給、了、了、神、代、紀、に、豫、嗣、豫、利、禰、禰、と、何、る、處、に、注、し、如、く、來、べ、し、と、
希、意、あり、一、首、此、意、ハ、頭、ま、た、り、

○丙申四日、○天陰、今雨降む、
十、有、二、月、癸、巳、朔、丙、申、皇、帥、遂、擊、

として、晴ぐと
きを、シグルと
とシケとも云
る、うまは日
陰にて、時雨と
云、も同語う○
雨氷、和名抄に
雨氷、比左女、俗
云比布留○金
色靈鷲、名義ハ
飛、るの疾キ也
名づく、め、此
に金色と、何
ハ常の鷲ハ
何、ぞ、即天津
神に降、り、
靈鳥、ふる、也、
氷をも降、ら、

長髓彦、連戰不能取勝、時忽然天
陰而、雨氷、乃有金色靈鷲、飛來止
于皇弓、彈、其鷲、光曄煜、狀如流電、
由是長髓彦、軍卒皆迷眩、不復力
戰、長髓是邑之本、號焉、因亦以爲
人名、及皇軍之得鷲瑞也、時人仍
號鷲邑、今云鳥見是訛也、昔孔舍
衛之戰、五瀨命中矢而薨、天皇銜
之常懷憤懣、至此役也、意欲窮誅

め、り、○曄煜
を、カ、ヤクと
よめ、る、也、
ヤクの助辞を
添、たり、後漢書
班固傳に、管絃
曄、暉云々、注に
盛、貌と、り、○
眩ハ目消、ふて、
目比暗、むと云、
○長髓是邑之
本号、是ハ此人
の住、り、也、邑
名とあり、たる
り、其妹をも長
髓媛と云、り、○
鷲邑、今云鳥見
按、此傳如何

乃爲御謠之曰、彌都彌都志、俱梅
能故邏餓、介耆茂等、珥阿波赴珥
破、介彌羅毗苔、茂曾迺餓毛苔、
曾彌梅屠那藝、豆于答豆之夜、莽
務、又謠之曰、彌都彌都志、俱梅
故邏餓、介耆茂等、珥阿波赴珥
介彌勾致比、彈俱和例、破浣輸例
儒、于智豆之夜、莽務、因復縱兵、忽
攻之、凡諸御謠、皆謂來目歌、此的

然云也名ハ麻
行より波行の
取歌者而名之也

濁音ニ轉ス、是定格ふるに、鴉比鳥見にうけるハ、轉例ニ反をふり式ニ大和国
城上郡等彌神社あり、是本名にて今同郡ニ外山と書て、トビとよめる村名の
是を轉トヨる名なるべし。○弥都弥都志、俱梅能故邏餓、以上二句上ニ注せ
り。○介著茂等珥、此句記ニ見正ねバ行するなり。○阿波赴珥破ハ於粟生者
其和名抄ニ粟田をよめり。○介弥羅毗昔茂昔ハ、真莖一莖なり。○曾逆餓毛昔
其根之莖にて、逆を子とよむ。○曾祢梅屠那藝豆ハ、其根莖繫而ふて、其
莖を認求てあり。○于智豆之夜莽務ハ、既見正し、歌意ハ長髓彦を、真莖ニ譬
糸以て莖を繫如、彼ガ黨まて認きて、撃つてを止すはとあり。○弥都弥都志
云々、上におちト。○介著茂等珥ハ、於垣本なり。○宇惠志破餅介弥ハ、所殖薑に
て、今云、生莖なり。○勾致比珥俱、口疼ふて、憤り、意を喻し、原本珥比俱
に誤り、今改む。○和例破沅輸例儒ハ、我者不志なり。○于智豆之夜莽
務ハ、上に見正し。○取歌者も、御製を來目部ニ詔をトめ給ふあり。
○櫛玉鏡、速日
命の櫛玉ハ、奇
玉にて美称
ヲ、原本鏡を鏡
時長髓彦、乃遣行人、言於天皇曰、
嘗有天神之子、乘天磐船、自天降

小誤り。○三
炊屋媛の、三
真に通、推古
天皇を豊御食
炊屋姫と申せ
て、食物と炊
由、了らむ。○
鳥見屋媛、記
長髓彦を、登美
毘古と記す。
○可美真手命
の、可美、美祿
真手、真舅、
て、訓注耐を
とよむべし。耐
ハ、韵鏡十三轉
代字の清濁、
在て直音分あ
止、號曰櫛玉鏡速日命、
是、娶、吾妹、三炊屋媛、
遂有兒息、名曰可美真手命、
為君而奉焉、夫天神之子、豈有兩
種乎、奈何更稱天神子以奪人地、
乎吾心推之、未必為信、天皇曰、天
神子亦多耳、汝所為君、是實天神
之子者、必有表物、可相示之、長髓

○日本紀標注卷之五

三十一

たふを古來耐
として真手と
よめ、ハ非あ
て然ル姓氏録
ふも味島乳命
記に宇摩志麻
遲命、天書に宇
麻志麻治命に
作しむを見る
べし。○步鞞、此
を除て書に見
色に、按に騎射
を步射と云て
鞞の製、異あり
也。名、此名、何
ら、和名抄に步
射、和名加知由
美。○蹴踏、論語

彦即取饒速日命之、天羽羽矢一
隻、及步鞞、以奉示天皇、天皇覽之
曰、事不虛也、還以所御、天羽羽矢
一隻、及步鞞、賜示於長髓彦、長髓
彦見其天表、益懷、蹴踏、然而凶器
已構、其勢不得中、休而猶守迷圖、
無復改意、饒速日命、本知天神、慙
唯天孫是與、且見夫長髓彦、稟
性復很、不可教、以天人之際、乃殺

小君在、蹴踏如
也、注に恭敬不
寧之貌、後漢書
光武十五傳に
每會見蹴踏、注
に謙讓貌とあ
り、按ふおちト
表物ふぐ、天
皇に御物を別て、嚴々しく愛しくぞ有けむ。○復很、字書に復、戻也、很、違也とあ
り、此史隋煬帝紀に、高祖復很本無智謀云々、是をクスカシマと訓め、た、い、あ
ち、義あり、ひ、繼體紀に、微很不闕治體とあり、何れも詳あり、む、原本很を很
と作り、今改む。○物部、此氏人ハ上代より、武勇の職、以て職員令、因獄司、物
部四十人、掌、丰、當罪人、決罰、惠とあき、バ、嚴め、よ、意、以て、鬼部と云、義
久、同名に、姓皇、別ふと、見色、く、天武十三年、紀に、物部連、賜姓、曰、朝臣
○辛亥二十日
○層富縣、ハ、大
和国の郡名に
て、後添、よ、作、り

之、帥其衆而歸順焉、天皇素聞饒
速日命、是自天降者而、今果立忠
効、則褒而寵之、此物部氏之遠祖
也

己未年、春二月壬辰朔、辛亥、命諸
將練士卒、是時層富縣、波哆丘岬、

上下分置○
 波哆丘岬大和
 志以添下郡赤
 層山在五條村
 西とゆり處り
 ○新城戸畔大
 和志以添下郡
 新木村あり○
 和珥坂式又添
 上郡和介坐赤
 坂比古神社志
 不同郡和爾村
 あり此坂を崇
 神紀ふも見や
 ○居勢祝葛上
 高市等の郡ふ
 巨勢てふ地名
 ありと添下郡

有新城戸畔者、
 坂下有居勢祝者、
 長柄丘岬有猪祝者、
 此三處土蜘蛛
 并恃其勇力、不肯來庭、
 天皇乃分遣偏師、
 皆誅之、又高尾張邑有
 土蜘蛛、其爲人也、
 身短而手足長、
 與侏儒相類、
 皇軍結葛網而掩襲
 殺之、因改號其邑、
 曰葛城、夫磐余
 之地、舊名片居、
 亦曰片

上下分置○
 波哆丘岬大和
 志以添下郡赤
 層山在五條村
 西とゆり處り
 ○新城戸畔大
 和志以添下郡
 新木村あり○
 和珥坂式又添
 上郡和介坐赤
 坂比古神社志
 不同郡和爾村
 あり此坂を崇
 神紀ふも見や
 ○居勢祝葛上
 高市等の郡ふ
 巨勢てふ地名
 ありと添下郡

今隱まて
 祝を神と仕
 了職名あり○
 瞻見詳ありぞ
 ○長柄式に大
 和国葛上郡長
 柄神社志ふ名
 柄村あり、夫木
 集二十三、所
 らとめてたの
 むのりら、汲
 てえれ、えり
 ちが、此池の
 心を、此歌も名
 所便覽に見色
 たり、長柄をナ
 カエとよむハ
 非あり○猪祝

立片立、此云、速我皇師之破虜也、
 大軍集而、滿於其地、因改號爲磐
 余、或曰天皇、往嘗嚴食糧、出軍西
 征、是時磯城八十梟帥、於彼處屯
 聚居之、怡波聚居、此云、果與天皇大
 戰、遂爲皇師所滅、故名之曰磐余
 邑、又皇師立誥之處、是謂猛田、作
 城處、號曰城田、又賊衆戰死而、僵
 屍枕臂處、呼爲類枕田、天皇以前

通證_{トシ}稱勇猛也_{トシ}云_{トシ}、此時_{トシ}、**年秋九月、潛取_{ヒソカニ}天香山之埴土_{ハニツチヲ}以_テ**
祝_{イハ}ら土蜘蛛の名_ヲを負_ヒて背奉_ルて
造_ヤ八十平_{ヒラ}瓮_{カヲ}、躬_{ミ、}自齋戒_{モ、イミシチ}、祭_{リタマヒ}諸神_{モロカミタチヲ}、遂_ニ
一_ハ、饒速日命_{ニモヒ}得_ニ安_ニ定_ニ區_ニ宇_ニ、故_レ號_ニ取_ニ土_ニ之_ニ處_ニ、曰_ク埴_{ハニ}

○三處土蜘蛛_{ヤスト}安_{ヤスト}
ハ新城戸畔と、
居勢祝と、猪祝となり、扱土蜘蛛も、既、天孫降臨の時に見_ニ初_ニ名を大鉗小鉗と

云_フひ_フ、日向風土記_ニ見_ニ色_ニ、崇神天皇の御世に、打獲頸後と云_フ土蜘蛛の何_レ
備能可志婆良能宮、御宇天皇、世偽者土蜘蛛と_レり_テ、細字_ニ此人恒居_ニ穴中_ニ、故賜_ニ
賤号_ニ曰_ク土蜘蛛と見_ニ色_ニたり、かくて土蜘蛛ハ、手足の數あ_リと_レり_テ、思_ハめどど
然らば塵添埃囊抄に、上古土蜘蛛ト云_テ、朝威ヲ忽_ニスルモノアリ、南都ニ常明
ガ書タル六道ノ繪アリ、畜生道ノ分ニ、土蜘蛛カヅラノ網ヲシテ、捕タル事ヲ書ケ
ルニハオソロシゲナル、大蜘蛛ヲ書タリ、是ハ僻事歟、土蜘蛛ハ人類也、蜘蛛ノ形ニ非
ズ、或ハ佐_サ伯_キト名ケ、或ハ国巢トモ云_フ、同類也、後ニ心ヲ改_メテ、御門ニ從ヒ奉_ルテ、貢
物ヲマキラセタルモノアリ、吉野ノ国巢ト申_スタグヒ也、土ヲ堀テ_レ作_リテ

隱居云々、此類オホカリキ、押ナヘテ土蜘蛛ト云_フとあり、此說甚_クよろ_シ、此に佐伯
国巢の類を、土蜘蛛と云_フハ、常陸風土記に、昔在_ニ国巢_ニ、俗語曰_ク都知久母、又曰_ク夜都
賀波岐、山之佐伯、野之佐伯、普_{ホリ}置_{ホリ}堀_{ホリ}土窟_{ホリ}、常居_ニ穴_ニ云_フ々、又有_ニ国巢_ニ、名曰_ク土雲_{ツクモ}、爰_ニ穴_ニ上_ニ
命、發兵誅滅_ス、偏師を、カタイクサとよめ_ルを、字訓_ヲ周礼地官に、五十人_ヲ為_シ偏
司馬法_ニ、車戰二十五乘_ヲ為_シ偏_ニ、以_テ車居前_ニ、以_テ伍次_ニ之_ニ、兼_テ偏_ニ之_ニ隙_ニ而_テ彌_ニ縫_ニ闕_ニ漏_ニ、高尾
張_上ふ見_ニ色_ニと_レり_テ、○身神代紀_ニ身中をよ_ム、景行紀_ニ身體をよ_ム、齊明紀_ニ身
面をよ_ム、和訓栞_ニ身袋の義と云_フ、猶塵添溢囊抄_ニの七十段に、説あり爰
と略_ス、○侏儒_モ、低_キ人_{ナリ}、日本靈異記_ニ、魁_ヲ比_シ木_ニ比_シ止_ト注_セり_テ、○結葛網_ヲ、夫木
集_ニ三十三_ニ、伊勢島_ヤ、あまのた_ニま_ニき_ニま_ニく_ニ何_レの_レめ_ニあ_リふ_人も、猶_ドぞ_クひ_キ
士_ノ網_ヲを作_ルを、今もスクと云_フ、○片居_ノ居_ヲを、妻_トよ_ムハ考_ヘる_ハ、若_シハウの
轉_リ々_々崇神紀_ニ急居_ヲツキウ_トよ_ムり_テ、○立誥_ヲ舊讀_ヲチ_ヲフシ_トあ_リ、○猛田_式、大和国
雄誥_ヲヲケル_ト何_レふ_倣て、タチタケリシ_トよ_ムべ_シ、○猛田_式、大和志添上郡
十市郡、竹田神社、志_ニ竹田村_{アリ}、○城田_在所_詳あり、大和志添上郡
城田村_{アリ}、○類枕田_詳あり、大和志十市郡、埴安池_{アリ}

○丁卯七日_○三月_{ヤヨヒ}、辛酉朔_{ヤヨヒ}、丁卯_{ヤヨヒ}、下令_{ミコリヲ}曰_ク、自我_{ワレヒガシ}東_ニ
大壯_ハ、易繫辭_ニ
に、上古_ニ穴居_ニ而_テ野處_ニ、後世_ニ聖人_ニ征_ル於_ニ茲_ニ、六年_{ムトセナリ}矣_ニ、賴_{カマフリテ}以_テ皇天_{アメノカミノ}之_ニ威_ニ、凶_ニ

易之以宮室云々蓋取諸大壯也○屯蒙易序卦云屯者物之始生也物生必蒙故受之以蒙云々○大人易乾卦に大人者與天地合徳○寶位ハ御位也○元元漢書文帝紀に天下元元之民と何て善意也と注之○乾靈とハ天照大神と高皇産靈尊を申字ハ宋書

徒就戮雖邊土未清餘妖尚梗而中洲之地無復風塵誠宜恢廓皇都規摹大壯而今運屬此屯蒙民心朴素巢棲穴住習俗惟常夫大人立制義必隨時苟有利民何妨聖造且當披拂山林經營宮室而恭臨寶位以鎮元元上則答乾靈授國之徳下則弘皇孫養正之心然後兼六合以開都掩八紘而爲

武三王傳に見色○八紘文選吳都賦曰曾覽八紘之洪緒劉淵林が淮南子を引て九州外有八澤方千里八澤之外有八紘亦方千里と注せり○畝傍山式亦大和国高市郡畝火山に坐神社志又同郡畦樋村あり○檀原をカシフとよめる由ハ次に記す白檮原小作是是ハおのづかの地名にあつて檀木の生る地なりむ○埴區ハ真中あり大選西都賦に天地之埴區焉呂延濟が埴深險也と注せり○是月元三月を云

○戊辰十六日○正妃ハ向姫之妃也皇后の次方と正妃と尊て妃の上と立てり○萃之曰事代主神共三嶋溝楨耳神當立正妃改廣求華胄時有人奏庚申年秋八月癸丑朔戊辰天皇

胃イ良族リョウシツよて、
 華カハ字ジの如ニし、
 胃イハ字書ジに裔イ
 也ニ系ケイ也ニと注シし、
 宋書ソウショ礼志レイシよ、
 子生シ皆ナラ冠族クワンシツ華カ
 胃イ比ヒ列皇リョウキョウ儲ス○
 三嶋ミツシマ溝ミヅ楸ク耳ミミ
 神カミの、三嶋ミツシマハ攝津セツ國クニの郡名ノよて、後上下ノに分置ニ式シキよ同國ニ嶋下シマノ郡溝ミヅ咋サ神社ジヤ、今其
 邊ノ十一村ノを合メて、溝ミヅ枕マク莊シヤと稱スし、其ノを溝ミヅ楸クハ地名ノよて、耳ミミハ美稱ニあり、國造クニツクリ本
 紀ノよ、都佐ツサ國造クニツクリ云々、三嶋ミツシマ溝ミヅ枕マク命ノ九世ノ孫ノ、小立コタテ足タラシ居イあど見ミ○玉タマ櫛シ媛ノハ美稱ニ、神
 代ノ紀ノに三嶋ミツシマ溝ミヅ枕マク姫ノと見ミ、記シよ勢夜セイヤ陀タ多良タラ比賣ヒメとあり○媛ノ踏フミ鞆ツツ五十イハ鈴スズ媛ノ命ノ
 記シよ富登フツト多タ多タ良ラ、伊須イヌ須ス岐キ比賣ヒメ命ノと傳ツ、此ノ御母ミハハ丹塗ニの矢ヤ以テ、御陰ミカゲを突ツき、
 一ヒト多タ多タ良ラハ、爛シるよて、伊須イヌ須ス岐キハ、驚オドロき立タ走ハシる状ノあり、後ノ陰カゲて人ヒト名
 を惡クく、比賣ヒメ多タ多タ良ラ、伊須イヌ氣キ余ヨ理リ比賣ヒメと改メ、後ノ一ヒト多タ多タ良ラハ、伊須イヌ氣キと五十イハ鈴スズも、伊須
 須ス岐キの轉略テウリョクあり、扱ツ此ノ件ノの古事ノを、記シにハ美和ミワ之ノ大物主オホモノヌシ神ノ現アハ夫ト化カりて、御合ミカヒ給ツ
 へりと傳ツ、此ノ紀ノと異ヒあり○乙巳ニ廿四ニ日ノ、原本ノ已レ
 已レよ作シま、非ズふ、今舊事ノ紀ノよ據ツて改メむ

○正月ノハ睦月ムツキ
 て、舊説ノよ從ツ
 ふべし、親ニて歳シ
 首ノを壽スく意ニお
 るべし○帝位ノ、
 類聚ノ國史ノ八十
 七、神護ノ景雲ノ三
 年ノ處ニ、天ノ日ノ嗣
 とあり、是ノ正字
 不レて、天照ノ大神
 より傳ツ、坐スせる、
 日ノの御位ノを繼ツ
 後ノ、是ノ如此ノ申
 せ、現津ノ御神ノと、
 大坐スて萬國ノの
 大主宰ノと立ツ、
 乙、彼九錫ノ禪讓ノ

辛酉年、春正月庚辰朔、天皇即ア帝マツヒツギ
 位シ於カシ檀原宮、是歲為ハシメ天皇元年、尊ニ
 正妃為オホキ皇后、生ミ皇子神八井命、神カミ
 淳名川耳尊、故古語稱クハ之、曰マラシ於ニ畝ウチ
 傍之檀原也、大立宮柱、於底磐之
 根、峻峙搏風、於高天之原而始ハ馭ツ
 天下之天皇、號曰神日本、磐余彦、
 火火出見天皇焉、初天皇草創天
 基之日也、大伴氏之遠祖、道臣命、

○日本紀標注卷之五
 三十六

孝安紀も、掖上、
博多山、推古紀
に、掖上、池、持統
紀も、掖上、陂、お
どろり、即大和
国葛上郡の地
名あり、○嘘間
丘ハ、葛上郡
本馬村あり、轉
ト、たふあり、嘘
ハ、名義類抄も、
ホ、と注し、和
名抄も、後、嘘、猿
類、内、藏、食、處、也、
佐留保々と注
せり、○内木綿
ハ、空齒ふて、枕
詞なり、○真迹

之、故、因、目、之、曰、虛、空、見、日、本、國、矣

ハ、間、狹、み、て、嘘
間、丘、よ、見、遙
ハ、間、狹、み、て、嘘
間、丘、よ、見、遙

ハ、名義類抄も、
ホ、と注し、和
名抄も、後、嘘、猿
類、内、藏、食、處、也、
佐留保々と注
せり、○内木綿
ハ、空齒ふて、枕
詞なり、○真迹

ハ、名義類抄も、
ホ、と注し、和
名抄も、後、嘘、猿
類、内、藏、食、處、也、
佐留保々と注
せり、○内木綿
ハ、空齒ふて、枕
詞なり、○真迹

ハ、間、狹、み、て、嘘
間、丘、よ、見、遙
ハ、名義類抄も、
ホ、と注し、和
名抄も、後、嘘、猿
類、内、藏、食、處、也、
佐留保々と注
せり、○内木綿
ハ、空齒ふて、枕
詞なり、○真迹

ハ、名義類抄も、
ホ、と注し、和
名抄も、後、嘘、猿
類、内、藏、食、處、也、
佐留保々と注
せり、○内木綿
ハ、空齒ふて、枕
詞なり、○真迹

ハ、名義類抄も、
ホ、と注し、和
名抄も、後、嘘、猿
類、内、藏、食、處、也、
佐留保々と注
せり、○内木綿
ハ、空齒ふて、枕
詞なり、○真迹

ハ、名義類抄も、
ホ、と注し、和
名抄も、後、嘘、猿
類、内、藏、食、處、也、
佐留保々と注
せり、○内木綿
ハ、空齒ふて、枕
詞なり、○真迹

四十有二年、春正月壬子朔甲寅

皇太子ハ、日繼、
○甲寅三日
山跡乃、国者云々、又天尔満倭乎置而、とありて、満ハ見ほの借字あり

○甲寅三日、
皇太子ハ、日繼、

ハ、間、狹、み、て、嘘
間、丘、よ、見、遙
ハ、名義類抄も、
ホ、と注し、和
名抄も、後、嘘、猿
類、内、藏、食、處、也、
佐留保々と注
せり、○内木綿
ハ、空齒ふて、枕
詞なり、○真迹

ハ、間、狹、み、て、嘘
間、丘、よ、見、遙
ハ、名義類抄も、
ホ、と注し、和
名抄も、後、嘘、猿
類、内、藏、食、處、也、
佐留保々と注
せり、○内木綿
ハ、空齒ふて、枕
詞なり、○真迹

ハ、間、狹、み、て、嘘
間、丘、よ、見、遙
ハ、名義類抄も、
ホ、と注し、和
名抄も、後、嘘、猿
類、内、藏、食、處、也、
佐留保々と注
せり、○内木綿
ハ、空齒ふて、枕
詞なり、○真迹

ハ、間、狹、み、て、嘘
間、丘、よ、見、遙
ハ、名義類抄も、
ホ、と注し、和
名抄も、後、嘘、猿
類、内、藏、食、處、也、
佐留保々と注
せり、○内木綿
ハ、空齒ふて、枕
詞なり、○真迹

御子とよむべ
 立皇子、神渟名川耳尊、為皇太子、
ヒツギノミコト
 此年太子ナ、ソチマリムトセノ立、其由綏靖
 七十有六年、春三月甲午朔甲辰、
 天皇崩于橿原宮、時年一百二十
カミアガリマヌ カシフノ
 十一日○崩ナ、ツ、アクルトシ七歲、明年秋九月、乙卯朔丙寅葬
カレマン
 神上カシなりミトシ、既モ、ナマリリハ、クチ
 注せり、按カシ上ミトシ畝傍山東北陵
ヒガシキタノミサキニ
 代ウチビも、御ヒガシキタノミサキニ齒ヒガシキタノミサキニの限、
 御位ヒガシキタノミサキニは坐ヒガシキタノミサキニて、崩御の後ヒガシキタノミサキニをヒガシキタノミサキニりてハ、帝位ヒガシキタノミサキニは即ヒガシキタノミサキニ終ヒガシキタノミサキニをヒガシキタノミサキニごヒガシキタノミサキニり例、神代ヒガシキタノミサキニよりヒガシキタノミサキニ志ヒガシキタノミサキニり○一
 百二十七歲、記ヒガシキタノミサキニは壹佰參拾漆歲とあり○丙寅十二日○畝傍山東北陵、按ヒガシキタノミサキニは崩
 御より、十六月ヒガシキタノミサキニにして、葬奉ヒガシキタノミサキニまり、上代ヒガシキタノミサキニを喪屋ヒガシキタノミサキニを作り、其内ヒガシキタノミサキニは殯奉ヒガシキタノミサキニまり、間ヒガシキタノミサキニの、久ヒガシキタノミサキニし
 まを見ヒガシキタノミサキニるべし、諸陵ヒガシキタノミサキニ式ヒガシキタノミサキニに、畝傍山東北陵、在大和国高市郡、兆域ヒガシキタノミサキニ東西一町、南北二
 町、守戸ヒガシキタノミサキニ五畑ヒガシキタノミサキニとヒガシキタノミサキニり、前皇ヒガシキタノミサキニ席ヒガシキタノミサキニ陵ヒガシキタノミサキニ記ヒガシキタノミサキニは、畝傍山、今奈良西南六里、久米寺ヒガシキタノミサキニ北、俗ヒガシキタノミサキニ云ヒガシキタノミサキニ慈明
 寺山、是也、東北、陵ヒガシキタノミサキニ可ヒガシキタノミサキニ百年ヒガシキタノミサキニ以來ヒガシキタノミサキニ壞ヒガシキタノミサキニ為ヒガシキタノミサキニ糞田、民ヒガシキタノミサキニ呼ヒガシキタノミサキニ其田ヒガシキタノミサキニ字ヒガシキタノミサキニ神武田ヒガシキタノミサキニ云々、年治ヒガシキタノミサキニ云ヒガシキタノミサキニ明治御
 改制ヒガシキタノミサキニ前ヒガシキタノミサキニより、此神武田ヒガシキタノミサキニを陵地ヒガシキタノミサキニとヒガシキタノミサキニりて、嚴ヒガシキタノミサキニふ修ヒガシキタノミサキニ覆ヒガシキタノミサキニを加ヒガシキタノミサキニ、ヒガシキタノミサキニハ、人ヒガシキタノミサキニ此見聞ヒガシキタノミサキニをヒガシキタノミサキニる處
 なり、或ヒガシキタノミサキニ云ヒガシキタノミサキニ、畝ヒガシキタノミサキニ火山ヒガシキタノミサキニ東北ヒガシキタノミサキニの尾ヒガシキタノミサキニに、小高ヒガシキタノミサキニき處ヒガシキタノミサキニ、字ヒガシキタノミサキニ丸山ヒガシキタノミサキニとヒガシキタノミサキニ稱ヒガシキタノミサキニ、是此ヒガシキタノミサキニ、天皇ヒガシキタノミサキニの御陵ヒガシキタノミサキニハ

畝傍山東北、方ヒガシキタノミサキニ白ヒガシキタノミサキニ構ヒガシキタノミサキニ尾ヒガシキタノミサキニ上ヒガシキタノミサキニ也、
 畝ヒガシキタノミサキニ火山ヒガシキタノミサキニ之北、方ヒガシキタノミサキニ白ヒガシキタノミサキニ構ヒガシキタノミサキニ尾ヒガシキタノミサキニ上ヒガシキタノミサキニ也、

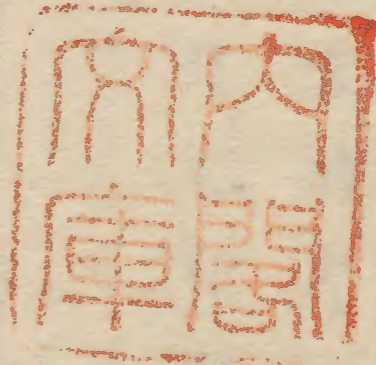
日本紀標注卷之五終

○日本紀標注卷之五

○四十一

二十日

Faint, mostly illegible handwritten text in vertical columns within a rectangular border.



Vertical text on the left side of the main text block, possibly a title or reference.

廿四年五月四日納本

